

白岡市第5期障害者基本計画

(平成30年度～平成35年度)

白岡市第5期障害福祉計画

(障害児福祉計画を含む)

(平成30年度～平成32年度)

(案)

目 次

第1章	計画の基本的な考え方	1
1	計画策定にあたって	1
2	基本理念	6
第2章	現状と課題	7
1	障がい者（児）を取り巻く現状	7
2	通学・就労の状況	14
3	障がい者福祉についてのアンケート結果の概要	16
4	施策実施状況と課題	27
第3章	障害者基本計画・施策の展開	32
	基本的な考え方	32
	施策の体系	34
	基本目標Ⅰ みんなで理解を深め、権利を護るまちにしよう	35
	基本目標Ⅱ 一人ひとりの生活が充実したまちにしよう	41
	基本目標Ⅲ 共に働き、共に楽しむまちにしよう	51
	基本目標Ⅳ 安心・安全なまちにしよう	56
	基本目標Ⅴ 健やかな育成を支援するまちにしよう	62
第4章	障害福祉計画・障害児福祉計画	68
1	基本的な視点	68
2	障害福祉サービス等の全体像	69
3	見込量の設定について	72
4	平成32年度における数値目標（成果目標）	76
5	指定障害福祉サービス等の実績と見込み	84
6	障がい児支援等の見込み	95
7	地域生活支援事業	100
8	サービスの確保策	105
第6章	計画の推進	106
1	計画推進のための方針	106
2	推進体制の整備	106

「障がい」と「障害」の表記について

この計画書では、障がいの「害」という漢字の表記について、法律などで規定されている名称や引用、施設名などの固有名詞を除いて、可能な限りひらがなで表記しています。このため、「がい」と「害」の字が混在しています。

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の背景

障がい者が住み慣れた地域で自立して安心して生活し、様々な活動にいきいきと参加できる地域社会の実現が求められています。

近年の国の動向としては、平成26年に、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約である「障害者の権利に関する条約」を批准したほか、平成28年には「障害者差別解消法の施行」、「障害者総合支援法及び児童福祉法の改正」、「発達障害者支援法の改正」など、障がい者施策に関する様々な整備が進んでいます。また、児童福祉法の改正においては、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築を一層進めることとされ、市町村においては「障害児福祉計画」を策定することとされました。

市ではこれまで、「ともに生き ともに支え合うまちに」を障がい者施策の基本理念として掲げ、障害者基本計画及び障害福祉計画を推進してきました。

障がい者にとって最も身近な行政主体として、地域における障がいの理解を進めるとともに、福祉施設等のサービス提供機関や国及び県が所管する機関との連携体制を強化し、障がい者に適切なサービスを提供できる体制を一層整備していく必要があります。

このたび、「白岡市障害者基本計画」ならびに「白岡市障害福祉計画」が期間満了を迎えることから、現状分析や法制度等の変更点などを踏まえ、市として新たな「障害者基本計画」及び「障害福祉計画（障害児福祉計画を含む）」を一体として策定するものです。

【参考：国の動向】

■ 近年の関連法等の制定

施行年月	法律名等(通称)	概 要
平成25年4月	障害者総合支援法	●難病患者への障害福祉サービスの提供 ●重度訪問介護の対象拡大（重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする） ●共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化 ●地域移行支援の対象拡大（地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える） ●地域生活支援事業の追加（障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等）
	障害者優先調達法	●障害者就労施設等からの物品の優先調達の推進 など
	●白岡市障害者基本計画策定（平成25年度から平成29年度） ●国 第3次障害者基本計画の策定	
平成26年1月	「障害者の権利に関する条約」の批准	●障害者の権利の実現のための措置等について定める条約
平成27年4月	●白岡市障害福祉計画策定（第4期） ●第4期埼玉県障害者支援計画の策定	
平成28年4月	障害者差別解消法	●「障害を理由とする差別」の禁止 ●差別の具体的な内容を示す「対応要領」・「対応指針」の作成 など
	障害者雇用促進法改正	●雇用の分野における障害を理由とした差別の禁止 ●精神障害者の雇用促進 など
平成28年5月	障害者総合支援法及び児童福祉法改正	●平成30年4月施行 ●自立生活援助の創設、就労定着支援の創設 ●高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用 ●障害児のサービス提供体制の計画的な構築 ●医療的ケアを要する障害児に対する支援（28年6月施行）
	発達障害者支援法改正	●相談体制の整備、保護者への情報提供や助言 ●差別の解消、いじめ・虐待の防止、成年後見制度の利用 ●個別の教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進 など
	成年後見制度利用促進法	●成年後見制度利用促進委員会の設置 ●成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進（平成29年3月 成年後見制度利用促進計画が閣議決定）

(2) 計画の性格

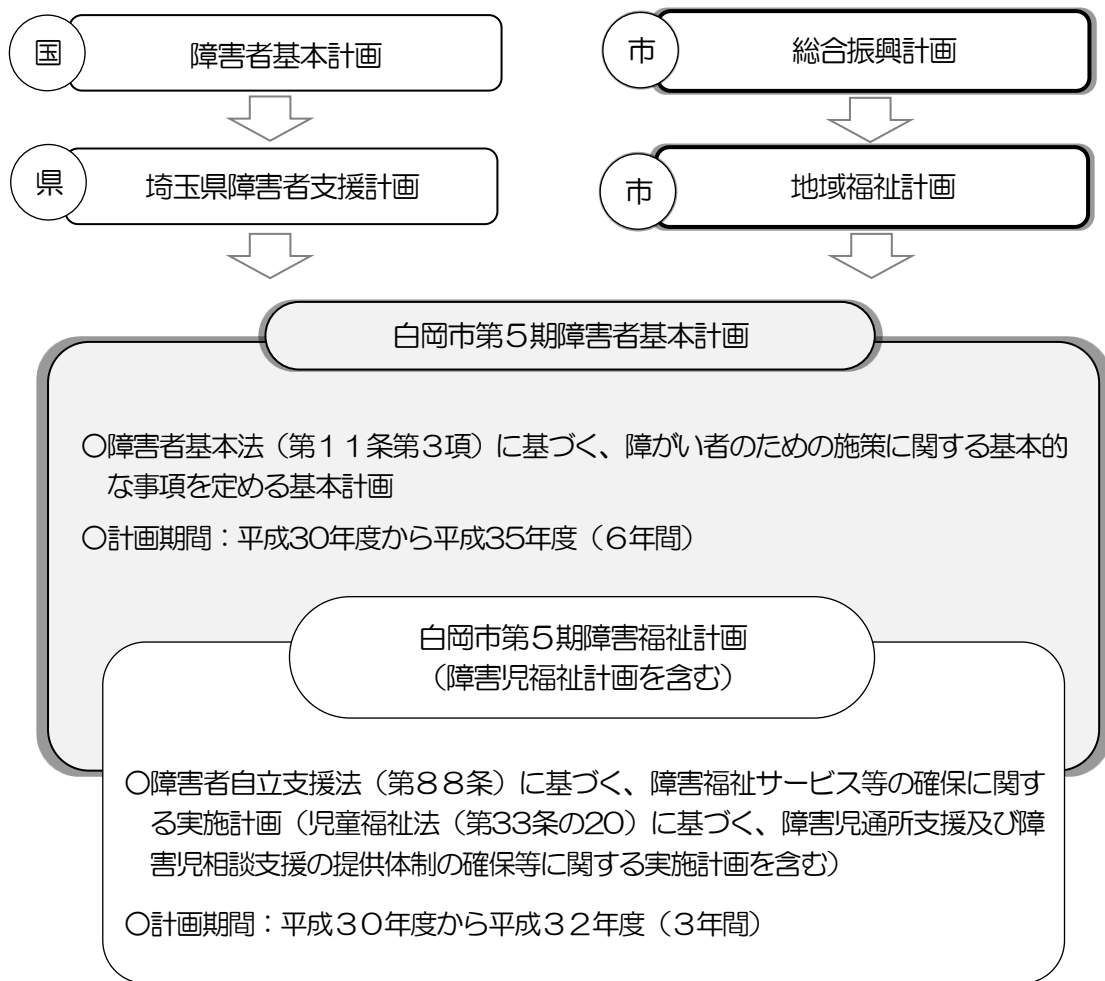
- この計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」であり、市の障がい者施策に関する基本的な計画です。また、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」に相当するものであり、国の基本指針に即し、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保を計画的に図るためのものです。
- この計画は、国の「障害者基本計画」及び県の「埼玉県障害者支援計画」を踏まえるとともに、市の総合振興計画や地域福祉計画などの関連計画との整合性を持って策定するものです。
- この計画は、市のこれまでの様々な障がい者施策の取り組みを継承しつつも、障がいのある人とその家族・団体の視点から捉えなおし、新たに策定するものです。

(3) 計画の期間

- 障害者基本計画は、平成30年度から平成35年度までの6年間を計画期間とします。また、社会情勢の変化などに対応し、必要に応じて見直しを行うものとします。
- 障害福祉計画は、平成30年度から平成32年度の3年間を計画期間とします。

～平成29年度（2017）	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)	平成 33年度 (2021)	平成 34年度 (2022)	平成 35年度 (2023)
白岡市第4期 障害者基本計画 [平成25～29年度]	白岡市第5期障害者基本計画					
白岡市第4期 障害福祉計画 [平成27～29年度]	白岡市第5期障害福祉計画 (障害児福祉計画を含む)		白岡市第6期障害福祉計画 (障害児福祉計画を含む)			

■ 計画の位置づけ



（４）策定体制

本計画の策定にあたっては、策定懇話会をはじめ以下の体制で行いました。

○策定懇話会

障がい者やその家族、有識者・知識経験者、公募による委員等で構成され、計画策定に必要な審議を行いました。

○障がい者、市民を対象としたアンケート

障害者手帳所持者及び障害福祉サービス利用者と一般市民を対象に、現況と意識を把握するため、アンケート調査を実施しました。

○障がい者関係団体・関係機関等のヒアリング

障がいのある人などの生活状況や意見・要望などを把握して計画の基礎資料とするため、障がい者関係団体・関係機関等にヒアリング調査を実施しました。

○庁内関係各課との連携・調整

庁内関係課に意見交換や調査依頼など連携・調整を行いました。

○パブリック・コメント

本計画の内容について広く市民の意見を募集するため、パブリック・コメントを実施しました。

2 基本理念

障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念に基づき、さらに、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という目的が明記されています。

この計画では、障害者基本法に示された理念と目的を踏まえつつ、障がいのある人もない人もともに支えあい、ともに地域の中で育ち、学び、生活し、働き、活動できる社会（＝共生社会）の実現をめざします。

上記のような基本的考え方を踏まえ、白岡市の障がい者施策の基本理念として継続的に掲げてきた『ともに生き ともに支え合うまちに』を発展的に継承し、障がい者施策のさらなる推進をめざすものとします。

基本理念：ともに生き ともに支え合うまちに

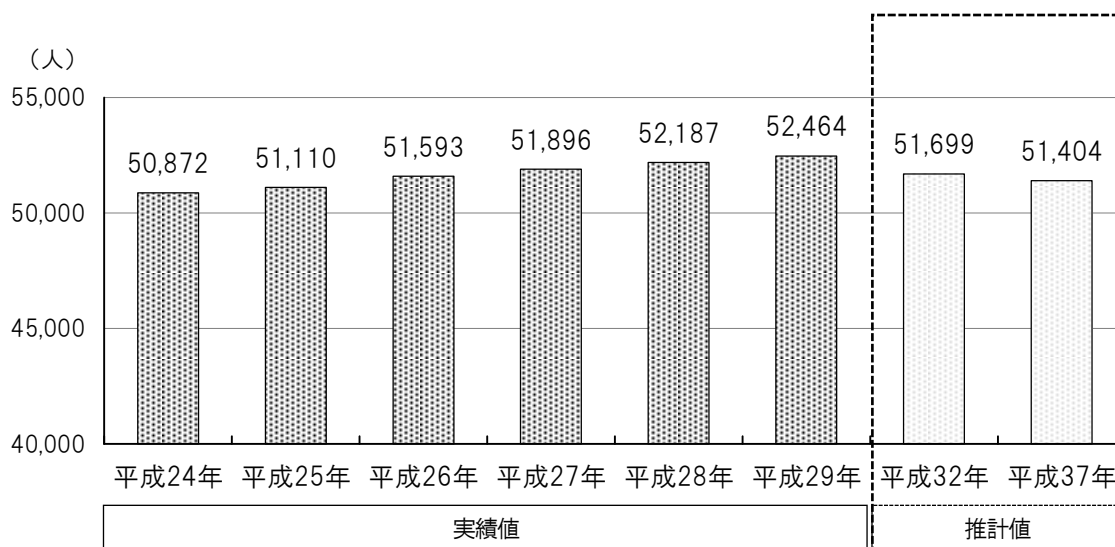
第2章 現状と課題

1 障がい者（児）を取り巻く現状

（1）白岡市の総人口の推移

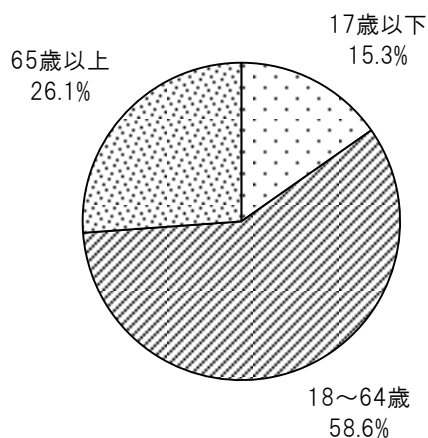
白岡市の総人口は増加傾向にあり、平成29年10月1日現在では、52,464人となっています。

■ 総人口の推移



注）実績値は住民基本台帳人口（10月1日現在）、推計値は「白岡市人口ビジョン」による。

■ 総人口の年齢別構成（平成29年）



注）住民基本台帳人口（10月1日現在）

(2) 障がい者（児）数の推移

平成29年10月1日現在の障がい者（児）数（手帳所持者数）をみると、身体障害者（児）で1,259人、知的障害者（児）で298人、精神障害者（児）で290人となっています。総人口に占める割合をみると、身体障害者（児）で2.40%、知的障害者（児）で0.57%、精神障害者（児）で0.55%となっています。

平成24年以降の推移をみると、身体障害者（児）は、平成26年までは増加傾向にありましたが、平成27年には減少に転じました。知的障害者（児）と精神障害者（児）は引き続き増加傾向にあり、総人口に占める割合も伸びています。

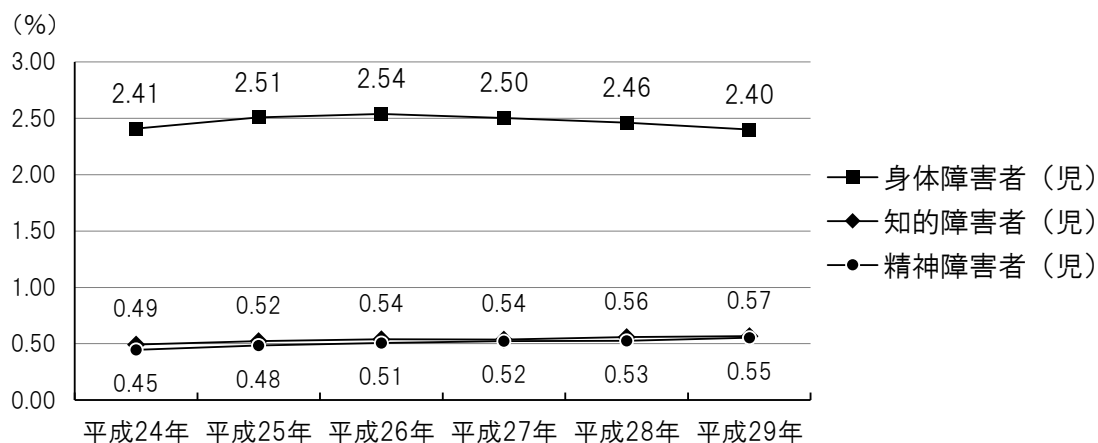
■ 障がい者（児）数の推移

単位：人

項 目	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	50,872	51,110	51,593	51,896	52,187	52,464
身体障害者（児）	1,226	1,282	1,310	1,299	1,285	1,259
対人口比（%）	2.41	2.51	2.54	2.50	2.46	2.40
知的障害者（児）	250	267	278	278	292	298
対人口比（%）	0.49	0.52	0.54	0.54	0.56	0.57
精神障害者（児）	227	247	261	271	275	290
対人口比（%）	0.45	0.48	0.51	0.52	0.53	0.55

注）各年10月1日現在。総人口は住民基本台帳人口、障害者（児）数は、手帳所持者数による。

■ 総人口に占める障がい者（児）の割合の推移



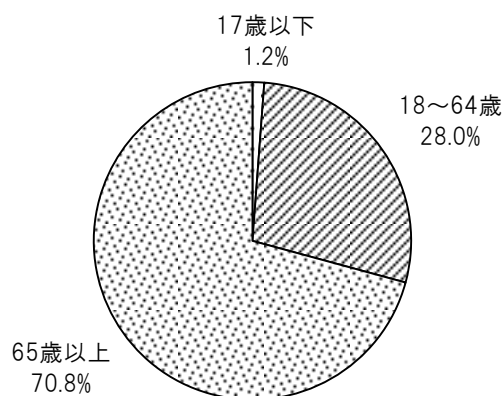
(3) 身体障害者（児）数の推移

平成29年10月1日現在の身体障害者手帳所持者における年齢区分割合をみると、65歳以上が70.8%を占めて多くなっています。

また、障がい種類別に推移をみると、肢体不自由が最も多くなっています。近年の動向としては、視覚障害や音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由で手帳所持者が減少しています。

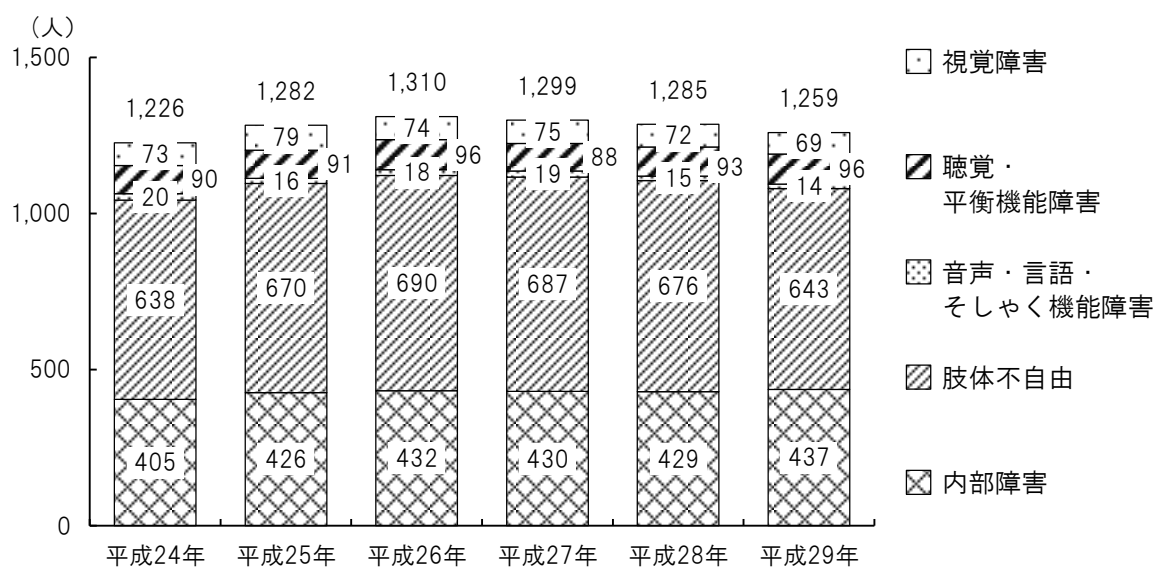
程度別では、1級が最も多くなっています。また、2級や4級では近年は減少傾向となっています。

■ 身体障害者手帳所持者数（年齢区分別）



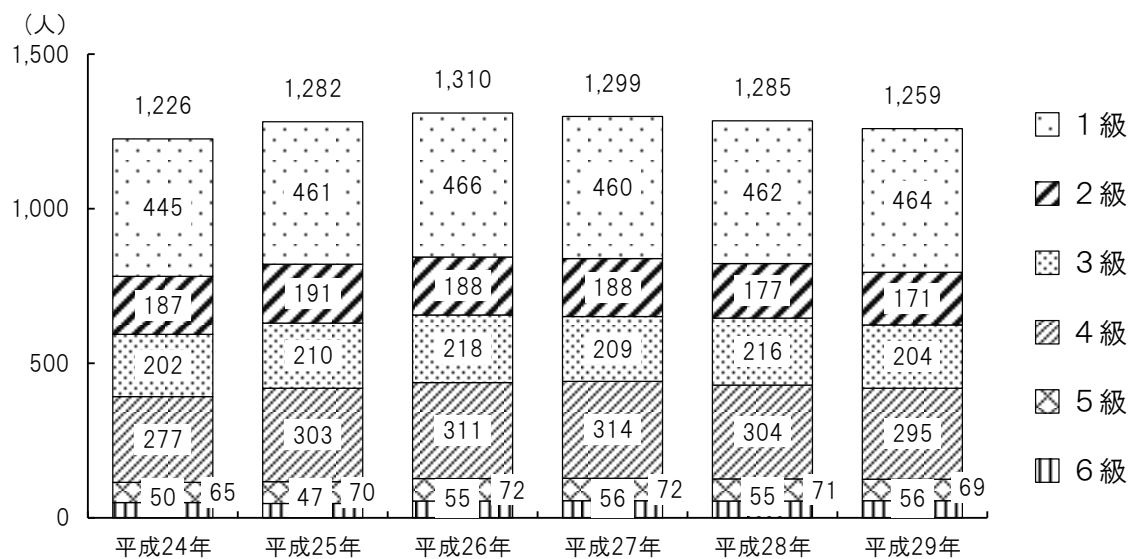
注) 平成29年10月1日現在

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（障がい種類別）



注) 各年10月1日現在

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（程度別）



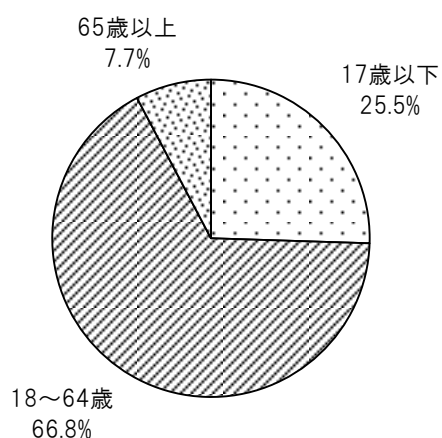
注) 各年10月1日現在

（４）知的障害者（児）数の推移

平成29年10月1日現在の療育手帳所持者における年齢区分割合をみると、18～64歳が66.8%を占めて多くなっています。また、17歳以下は25.5%です。

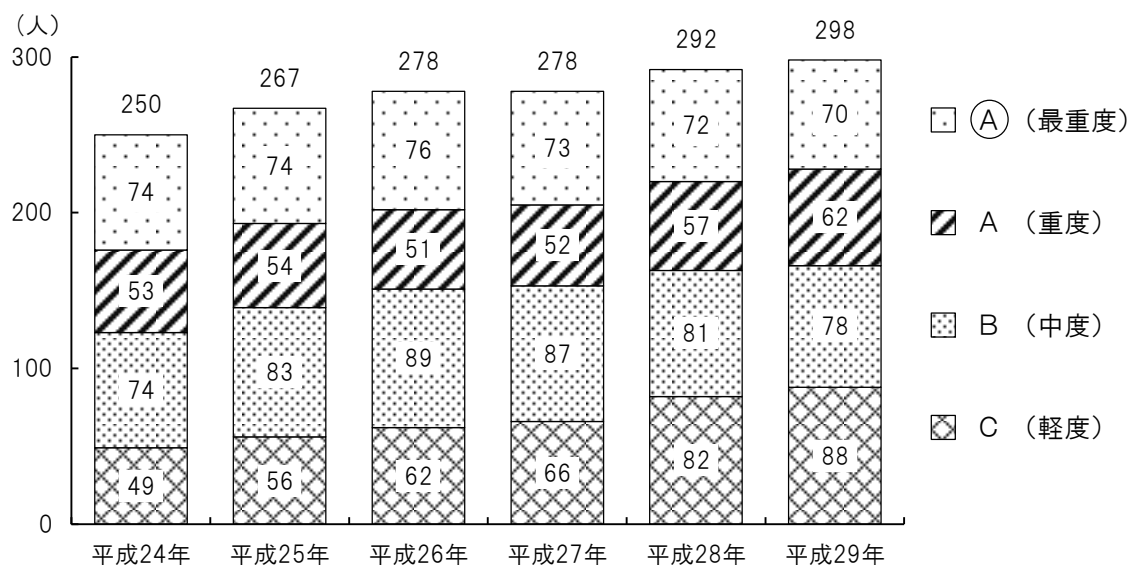
また、程度別にみると、近年はC（軽度）が増加しており、最も多くなっています。

■ 療育手帳所持者数（年齢区分別）



注）平成29年10月1日現在

■ 療育手帳所持者数の推移（程度別）



注）各年10月1日現在

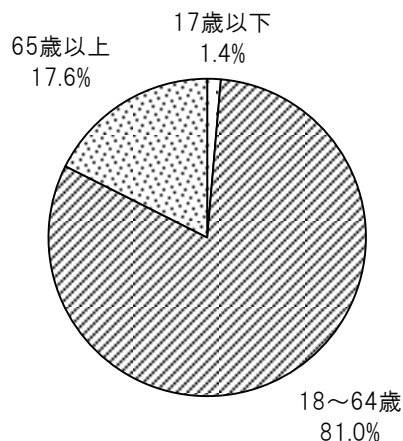
(5) 精神障害者（児）数の推移

平成29年10月1日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者における年齢区分割合をみると、18～64歳が81.0%を占めて圧倒的に多くなっています。

程度別にみると、2級が最も多くなっています。また、3級は増加傾向にあります。

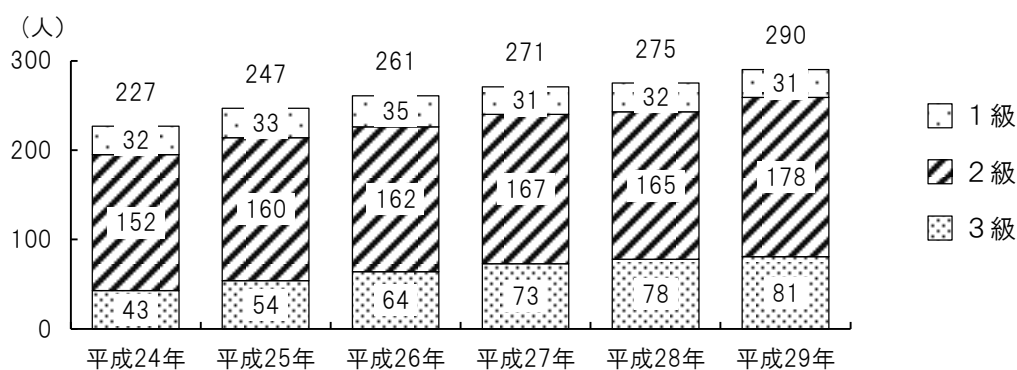
自立支援医療（精神通院医療）受給者数は年々増加し、平成29年では699人となっています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢区分別）



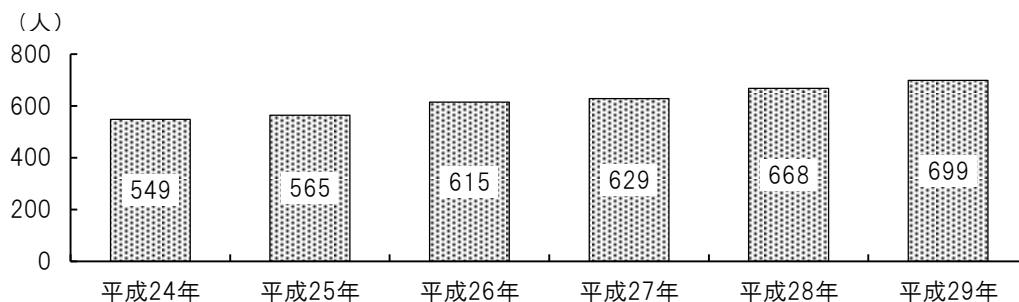
注）平成29年10月1日現在

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（程度別）



注）各年10月1日現在

■ 自立支援医療（精神通院医療）受給者数

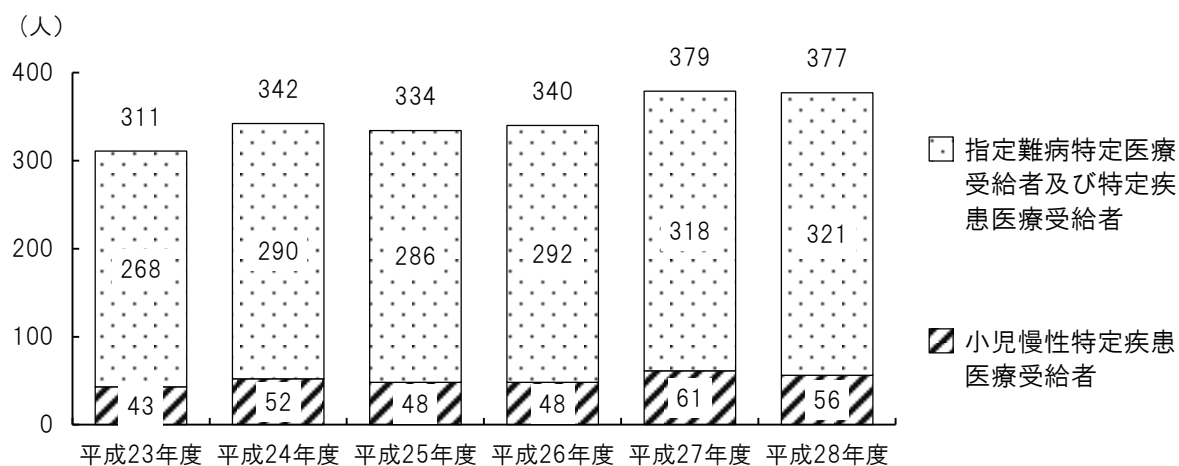


注）各年10月1日現在

(6) 難病患者の推移

特定疾患医療給付及び小児慢性特定疾患医療給付の受給者数の推移をみると、特定疾患医療受給者数は全体的には増加傾向にあります。小児慢性特定疾患医療受給者数は増減しながら、増加傾向にあるとみられます。

■ 指定難病特定医療受給者、特定疾患医療受給者、小児慢性特定疾患医療受給者の推移



注) 各年3月31日現在。

2 通学・就労の状況

(1) 通学の状況

平成29年度の市内特別支援学級の在籍者数は、小学校で28人、中学校で17人となっています。年度により増減はありますが、全体的に在籍者数は増加傾向にあります。

平成28年度末現在、特別支援学校在籍者数は31人となっています。平成28年度末の特別支援学校高等部卒業者数は6人で、卒業生の進路は、就職が3人、障がい者支援施設が3人となっています。

■ 市内特別支援学級の在籍者数

単位：人

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
小学校	24	24	19	20	20	27	28
中学校	9	13	19	20	18	18	17
合計	33	37	38	40	38	45	45

注) 各年5月1日現在。在籍者数は、教育指導課による。

■ 特別支援学校の在籍者数

単位：人

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
小学部	6	5	7	9	10	14
中学部	11	7	4	3	4	6
高等部	18	17	16	11	11	11
合計	35	29	27	23	25	31

注) 各年度末現在

■ 特別支援学校高等部卒業者数・卒業者の進路（市内在住者のみ）

単位：人

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
進 学	0	0	0	0	1	0
就 職	0	0	0	3	0	3
障がい者支援施設	4	8	3	5	6	3
在 宅	0	0	0	0	0	0
合計（卒業者数）	4	8	3	8	7	6

(2) 就労の状況

春日部公共職業安定所管内の数値として、平成28年度に雇用された障がい者の就職件数は396件となっています。

埼玉県内の障がい者雇用者率は年々上昇しているものの、法定雇用率（平成29年現在 2.0%）を下回る1.93%となっています。

■ 障がい者雇用の状況

項 目	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
就職件数（件）	179	216	226	229	348	396
うち身体障害者（件）	58	79	78	54	102	84
就業者（人）	895	1,020	1,197	1,376	1,589	1,767
うち身体障害者（人）	444	479	511	586	632	659
新規求職申し込み件数（件）	497	527	567	311	348	383

注）春日部公共職業安定所管内の実績値。（年度合計。ただし、就業者は年度末の実績）

■ 障がい者雇用率の推移

単位：％

項 目	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
埼玉県	1.51	1.62	1.71	1.80	1.86	1.93
全 国	1.65	1.69	1.76	1.82	1.88	1.92

注1）各年6月1日現在

注2）民間企業の法定雇用率：2.0%。平成30年4月より2.2%

3 障がい者福祉についてのアンケート結果の概要

(1) 調査の目的

「白岡市障害者基本計画」及び「白岡市障害福祉計画」の見直し（「障害児福祉計画」の策定を含む）にあたり、障がい者の状況や今後の意向、また、市民の意識を把握することを目的として実施しました。

(2) 調査方法

項 目	内 容	
調査地域	白岡市全域	
調査期間	平成29年7月3日～7月31日（礼状を兼ねた督促状の配布 1回）	
調査方法	郵送配布・郵送回収	
調査対象	障がい者アンケート	障害者手帳所持者及び障害福祉サービス利用者（平成29年6月現在）
	一般アンケート	18歳以上の市民の方から1,000名（無作為抽出）

(3) 回収結果

項 目	標本数	回収数	回収率
障がい者アンケート	1,818	1,054	58.0%
一般アンケート	1,000	477	47.7%

【アンケートの集計と表記について】

回答は、質問ごとに各項目の回答者数を回答者総数で除し、百分率（パーセント）で表示しました。算出された回答率は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示しています。そのため、質問によっては、1人の回答者が1つだけ回答する場合（単数回答）でも、回答率の合計が100%ちょうどにならないものもあります。また、1人の回答者が2つ以上の回答をしてもよい場合（複数回答）では、回答率の合計は100%を上回ることもあります。

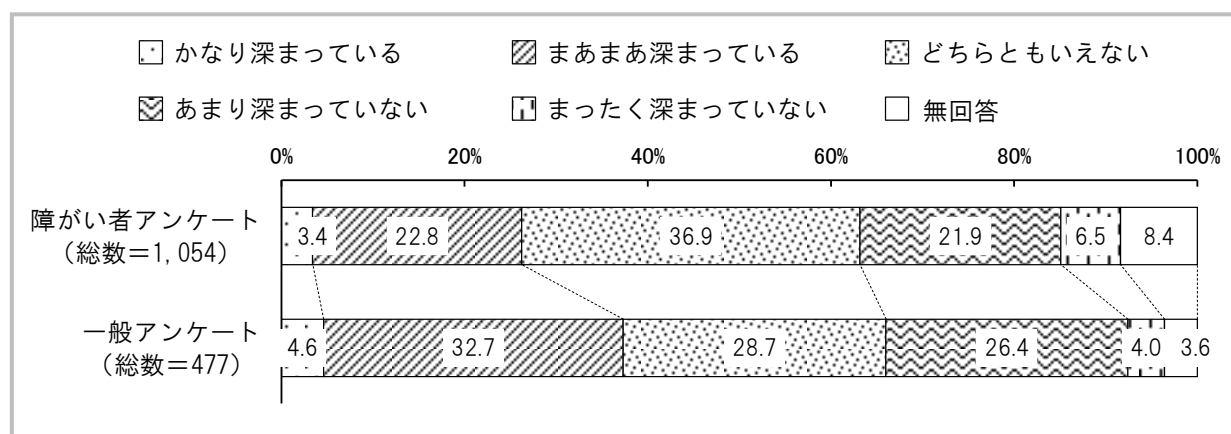
(4) 調査結果

①障がいへの理解の深まり [障がい者アンケート、一般アンケート]

○地域社会で障がいへの理解が深まっているかについては、障がい者アンケートでは、理解が深まっていると感じている人（「かなり深まっている」 3.4%と「まあまあ深まっている」 22.8%の合計）は約3割となっています。

○一般アンケートと比較してみると、「かなり深まっている」は 1.2ポイント、「まあまあ深まっている」は 9.9ポイント少なく、障がい者アンケートのほうが理解が深まっているという割合は少なくなっています。

■ 障がいへの理解の深まり



②差別を感じた経験の有無 [障がい者アンケート]

○障がいや病気などのために差別を感じた経験があるかについては、「よくある」が 9.3%、「少しある」が32.4%で、差別を感じた経験のある人が約4割となっています。

○手帳の種類別にみると、『身体障害者手帳』では「特にない」が59.5%で多くなっています。一方、『療育手帳』では、「よくある」が16.5%、「少しある」が48.1%で、差別を感じた経験のある人が多くなっています。

■ 差別を感じた経験の有無－手帳の種類別

単位：％

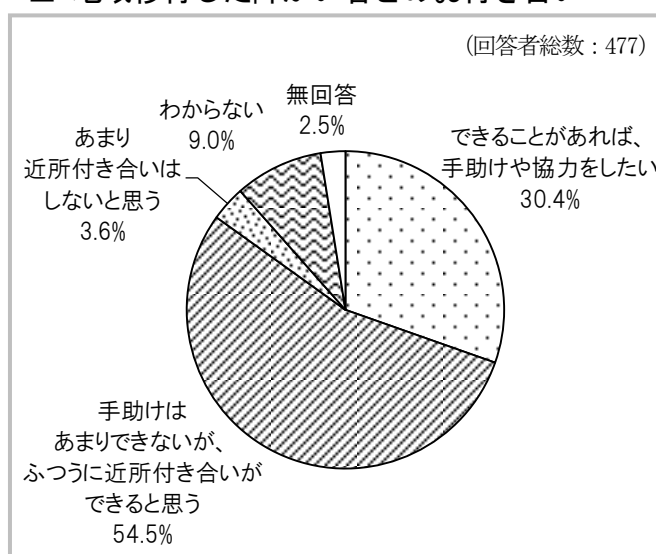
区 分	全 体	手帳の種類		
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳
回答者総数（人）	1,054	755	133	156
よくある	9.3	6.6	16.5	14.7
少しある	32.4	28.6	48.1	40.4
特にない	52.6	59.5	30.8	38.5
無回答	5.8	5.3	4.5	6.4

注）手帳の種類には、手帳なし及び無回答の数を除く。

③地域移行した障がい者とのお付き合い [一般アンケート]

○一般アンケートで、施設や病院から地域移行した障がい者とのお付き合いをたずねたところ、「できることがあれば、手助けや協力をしたい」が30.4%、「手助けはあまりできないが、ふつうに近所付き合いができると思う」が54.5%となっています。

■ 地域移行した障がい者とのお付き合い

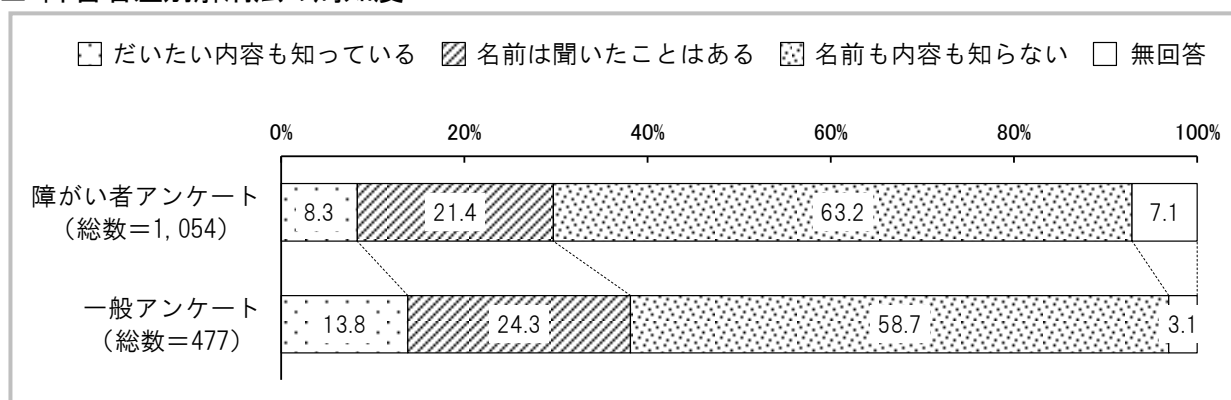


④障害者差別解消法の周知度 [障がい者アンケート、一般アンケート]

○障害者差別解消法については、障がい者アンケートでは、「だいたい内容も知っている」が 8.3%、「名前は聞いたことはある」が21.4%となっています。

○一般アンケートと比較してみると、「だいたい内容も知っている」は 5.5ポイント、「名前は聞いたことはある」は 2.9ポイント少なくなっており、一般アンケートより周知度が低くなっています。

■ 障害者差別解消法の周知度

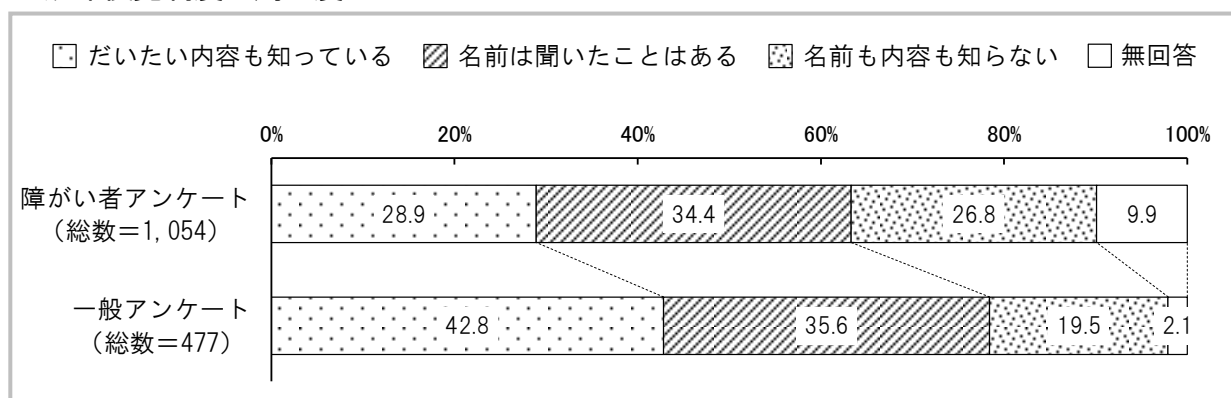


⑤成年後見制度の周知度 [障がい者アンケート、一般アンケート]

○成年後見制度については、障がい者アンケートでは、「だいたい内容も知っている」が28.9%、「名前は聞いたことはある」が34.4%となっています。

○一般アンケートと比較してみると、「だいたい内容も知っている」は 13.9ポイント、「名前は聞いたことはある」は 1.2ポイント少なくなっており、一般アンケートより周知度が低くなっています。

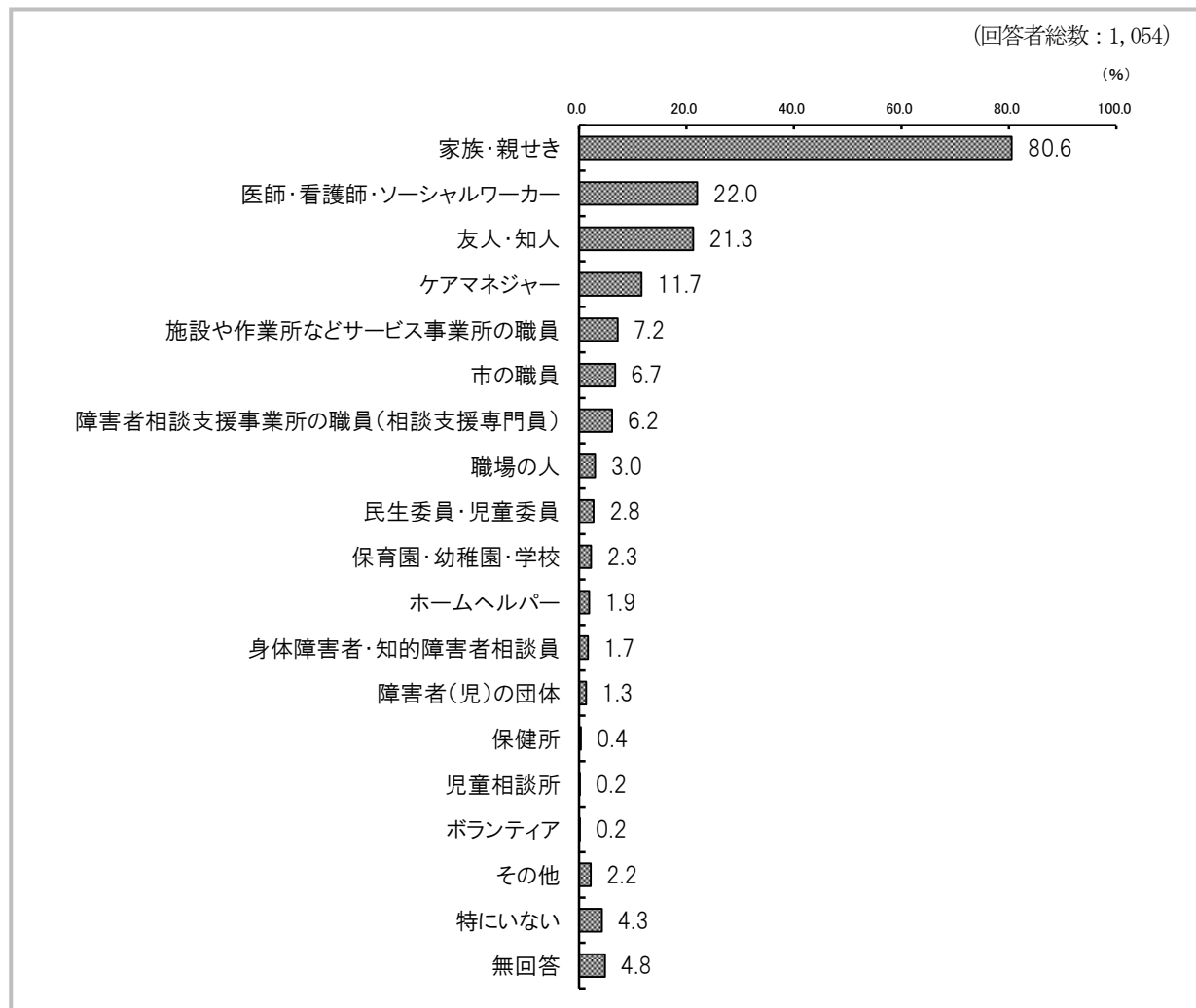
■ 成年後見制度の周知度



⑥悩みごとや困りごとの相談先〔障がい者アンケート〕

○障がい者の悩みや困りごとの相談先については、「家族・親せき」が80.6%で最も多く、次に「医師・看護師・ソーシャルワーカー」が22.0%、「友人・知人」が21.3%となっています。

■ 悩みや困りごとの相談先

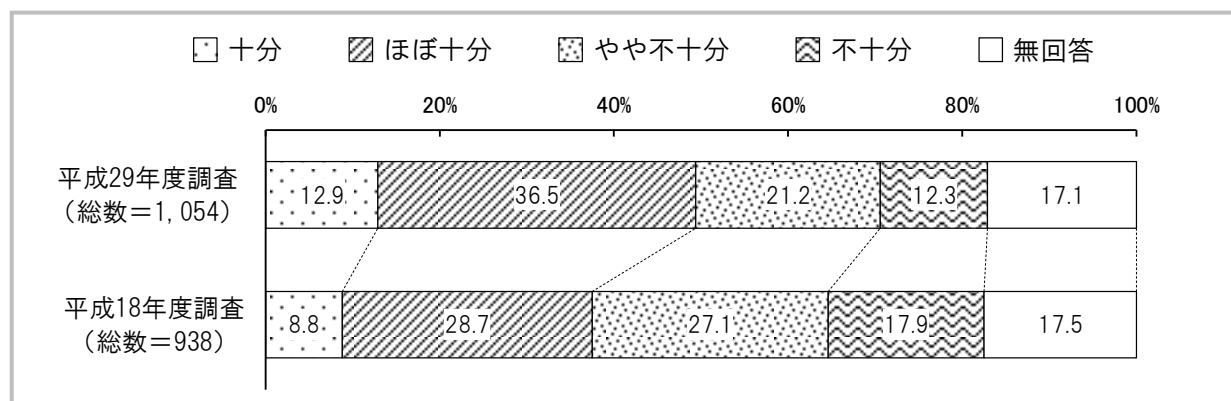


⑦相談体制の評価 [障がい者アンケート]

○障がい者アンケートにおいて、現在の相談体制の評価については、十分であると評価している人（「十分」12.9%と「ほぼ十分」36.5%の合計）は約5割となっています。

○前回の調査（平成18年度実施）と比較してみると、「十分」は 4.1ポイント、「ほぼ十分」は 7.8ポイント増加しており、評価が上がっています。

■ 相談体制の評価



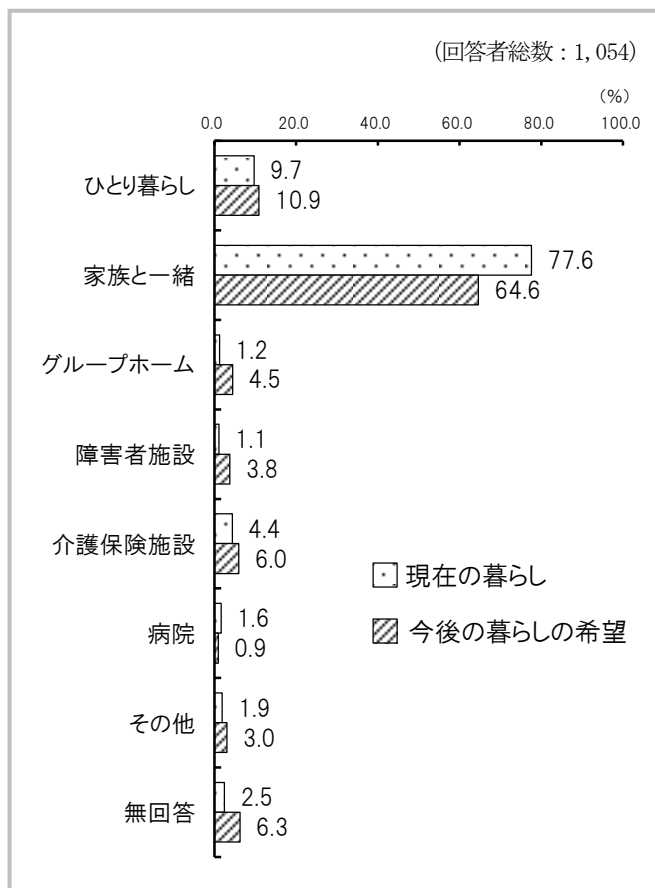
⑧現在の暮らしと今後の希望 [障がい者アンケート]

○現在の暮らしについては、「家族と一緒に」が77.6%で最も多くなっています。また、「ひとり暮らし」は 9.7%です。

○今後の暮らしの希望については、「家族と一緒に」が64.6%で最も多くなっています。また、「ひとり暮らし」が10.9%となっています。

○現在の暮らしと比較すると、「家族と一緒に」が少なくなり、「ひとり暮らし」や「グループホーム」、「障害者施設」などが少し多くなっています。

■ 現在の暮らしと今後の希望

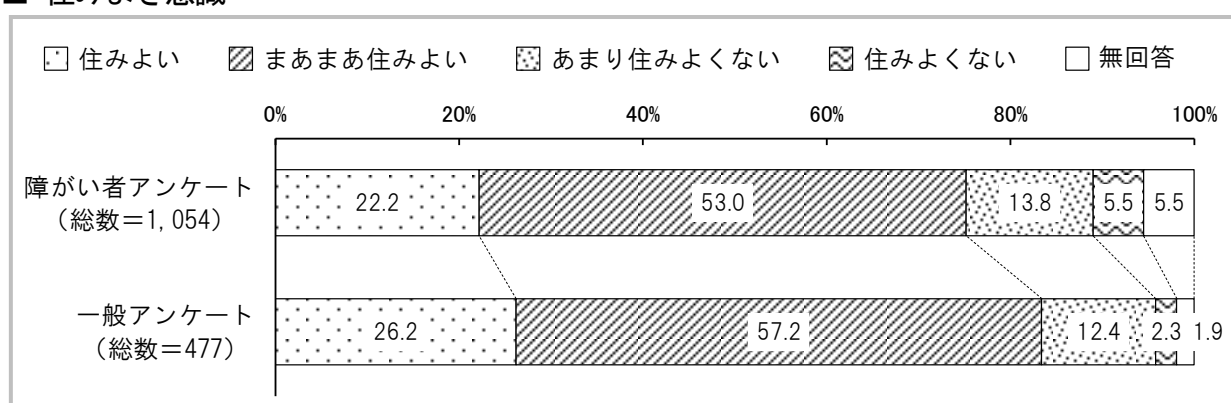


⑨住みよさ意識 [障がい者アンケート、一般アンケート]

○白岡市の住みよさ意識については、障がい者アンケートでは、住みよいと感じている人（「住みよい」22.2%と「まあまあ住みよい」53.0%の合計）は、約8割となっています。

○一般アンケートと比較してみると、「住みよい」は 4.0ポイント、「まあまあ住みよい」は 4.2ポイント少なく、住みよいと感じている人の割合は、一般アンケートより少なくなっています。

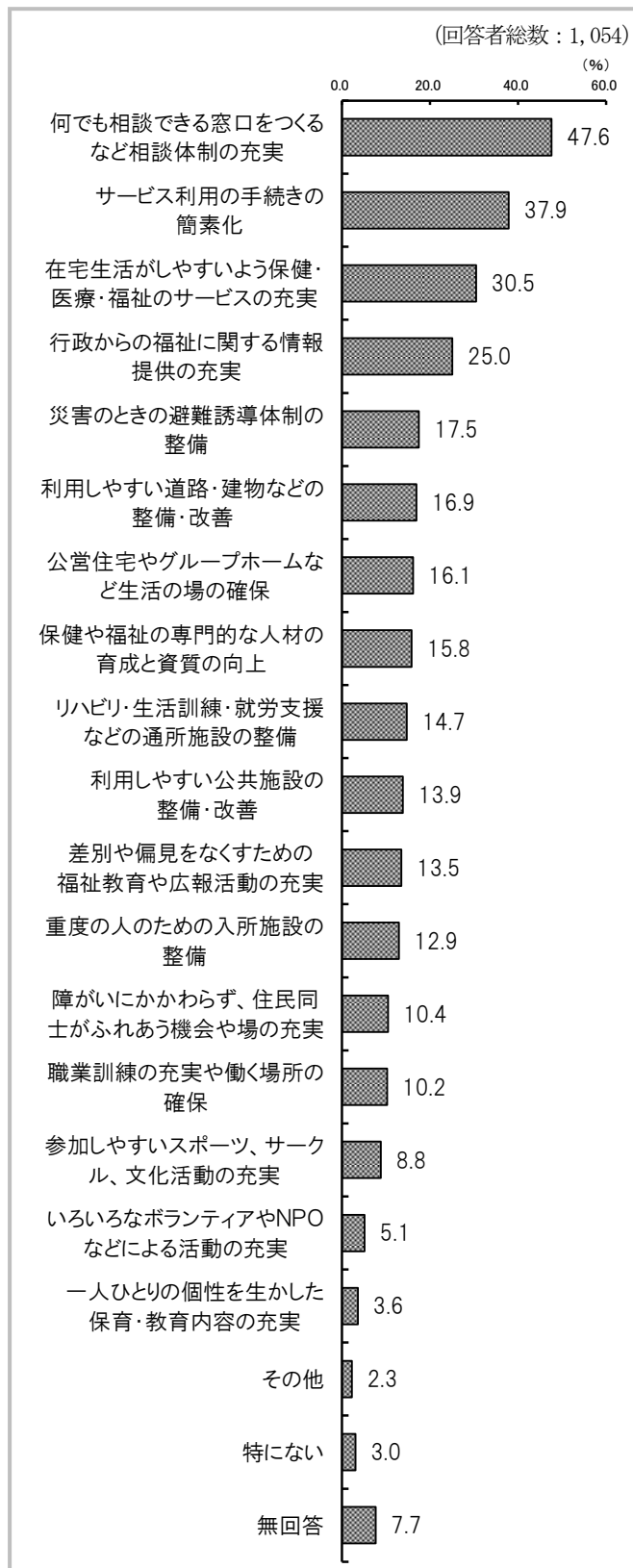
■ 住みよさ意識



⑩住みやすいまちづくりに必要なこと [障がい者アンケート]

○障がいがある人にとって住みやすいまちづくりに必要なことについては、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が47.6%で最も多く、次に「サービス利用の手続きの簡素化」が37.9%、「在宅での生活がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」が30.5%となっています。

■ 住みやすいまちづくりに必要なこと



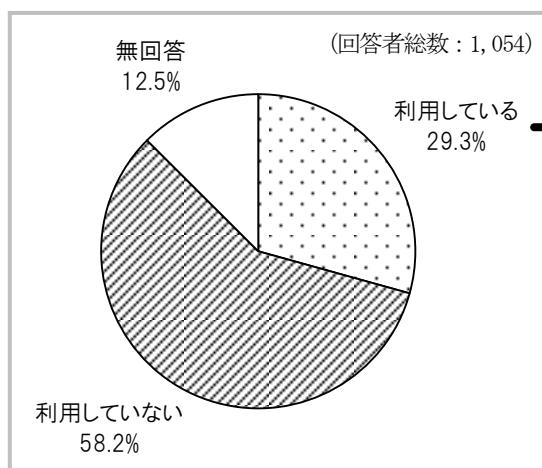
⑪障害福祉サービスの利用状況〔障がい者アンケート〕

○障害福祉サービスを利用している人は29.3%です。

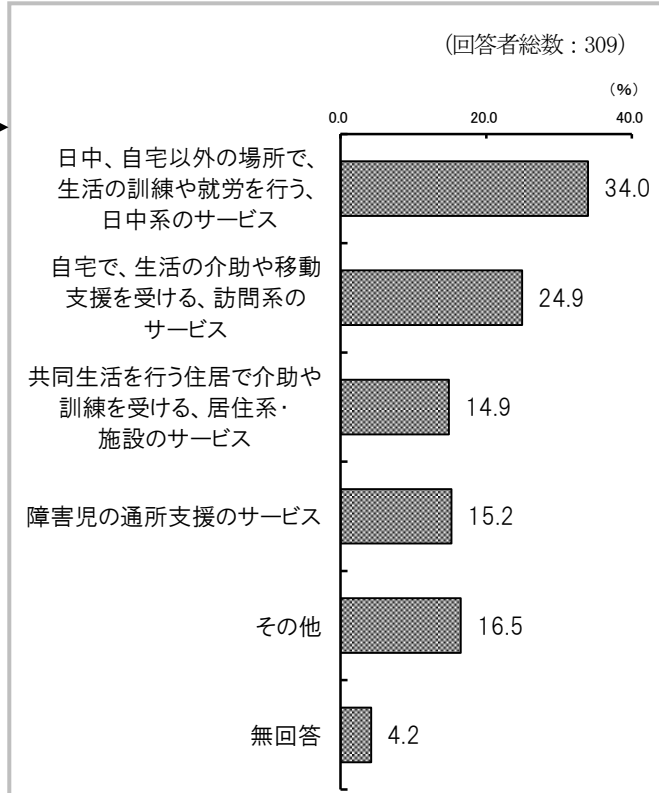
○利用しているサービスの内容は、「日中、自宅以外の場所で、生活の訓練や就労を行う、日中系のサービス」が34.0%、「自宅で、生活の介助や移動支援を受ける、訪問系のサービス」が24.9%となっています。

○満足度については、満足と感じている人は約8割（「満足」28.2%と「ほぼ満足」48.5%の合計）で、不満と感じている人（「やや不満」14.2%と「不満」2.9%の合計）は、約2割となっています。不満に感じる理由には、利用料金の負担感やサービスの内容など様々な意見がありました。

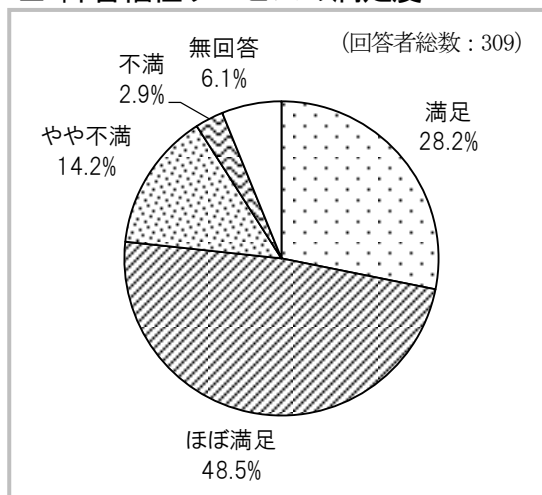
■ 障害福祉サービスの利用状況



■ 利用している障害福祉サービス



■ 障害福祉サービスの満足度

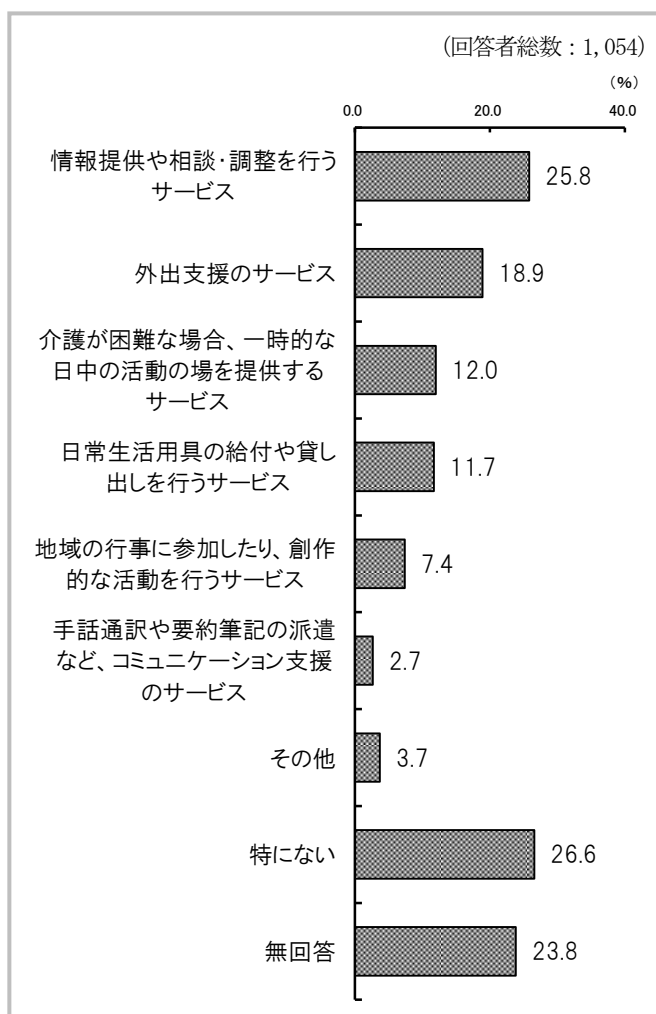


⑫充実してほしい福祉サービス [障がい者アンケート]

○充実してほしい福祉サービスについては、「情報提供や相談・調整を行うサービス」が25.8%で最も多く、次に「外出支援のサービス」が18.9%となっています。

○充実してほしい福祉サービスの内容を自由記入でたずねたところ、情報提供や相談に関することや、通院や送迎などの移動に関すること、また、就労や余暇活動に対する支援に関することなどがあげられています。

■ 充実してほしい福祉サービス



4 施策実施状況と課題

本計画の策定にあたり、庁内各課における主な施策の実施状況を整理するとともに、アンケート結果や関係団体等へのヒアリング調査などからあげられた検討課題を、以下の5つの項目でまとめました。

①障がいの理解促進と権利擁護について

[主な取り組み]

- 小中学校においては、交流及び共同学習や、白岡市社会福祉協議会等と連携した福祉体験学習などを通じて、子どもたちからの理解促進を図りました。
- 市ホームページや広報紙等を活用するとともに、「埼葛人権を考えるつどい」や「“じんけん”ふれあいコンサート」をはじめとしたイベントの機会を捉え、障がいや障がいのある人に対する理解の促進に努めています。
- 市障害者虐待防止センターでは、通報や相談に対して随時対応しています。
- 成年後見制度等、判断能力に不安のある方の権利を護り安心して生活できるための制度の周知と利用の支援に努めています。
- 障がい者団体との懇談の機会を持ち、情報共有や連携に努めるとともに、アンケート調査も実施しました。

[今後の課題と検討事項]

- 「障害者差別解消法」、「障害者虐待防止法」等の周知状況は十分といえないことから、周知と理解について強化することが重要です。
- 子どもたちから、障がいの理解を深められるよう、インクルーシブ教育システムの構築が重要です。
- 成年後見制度等の内容や利用について、わかりやすく周知することが必要です。
- 市職員の理解を進めるため、引き続き、職員研修の充実を図る必要があります。

②福祉サービスと相談等について

[主な取り組み]

- 障害福祉計画に基づき、障害福祉サービスの提供の充実に努めています。また、適切にサービスが利用できるよう、計画相談支援によりサービス利用計画の作成を進めています。
- 相談支援事業において、障がい当事者による相談（ピアカウンセリング）を実施しています。
- 日常生活用具の給付や活動の場の提供、見守り、配食、移動支援など、きめ細かいサービスの提供に努めています。
- 市単独のほか、県とも連携して手話通訳者派遣を実施しています。
- 白岡市社会福祉協議会のボランティアセンターと連携を図りながら、朗読や点字などのボランティアの活用を図りました。

[今後の課題と検討事項]

- 障害福祉サービス等のサービス提供事業所が十分とはいえないことから、安定してサービスが提供されるよう、事業所の参入を促進する必要があります。
- 障がい者の親には、親なき後の不安が大きくあります。入所施設やグループホームなど、障がい者が安心して生活できる暮らしの場の整備充実が求められています。
- 市の手話通訳者の登録者数が少ないことから、登録者数の増加に取り組む必要があります。また、市窓口における手話通訳者の常駐化が求められています。
- 相談体制の充実を図るため、総合相談の核となる「基幹相談支援センター」の設置が求められています。また、必要な支援やサービスが受けられるよう、相談窓口の周知も重要です。
- ボランティアセンター機能を引き続き支援するとともに、障がい福祉関係のボランティアの育成・活用を促進する必要があります。
- 市の広報紙やホームページなどについては、ユニバーサルデザインや利用のしやすさに対する研究を進める必要があります。

③就労と生きがいづくりについて

[主な取り組み]

- 障害者就業・生活支援センターや障害者就労支援センター等と連携し、障がいのある人の雇用を促進しています。
- 市職員の障がい者雇用については、採用条件の見直しを行い、拡大しました。
- 就労移行支援や就労継続支援の利用希望者の増加に伴い、適切なサービスの支給決定に努めています。
- 障がいのある人がスポーツや文化活動等をしやすいよう、障がい者団体等に対し、市公共施設の利用料の減免を行っています。
- 県等のイベント、大会についての周知を行うなど、参加についての支援を実施しています。
- アダプテッドスポーツ教室では、障がいのある人もない人も一緒に参加しており、障がいのある人のスポーツ参加や交流を進めています。
- 鉄道・バス等の割引制度やタクシー料金の一部助成、自動車燃料費の助成など、障がいのある人の外出の支援を実施しています。また、交通弱者を対象として日常生活における交通手段を確保するため、「のりあい交通」を開始しました。

[今後の課題と検討事項]

- 障がい者の雇用について、国や県、庁内における連携体制の検討が必要となっています。
- 就労移行支援や就労継続支援など、ニーズに対応した多様な就労支援を確保していくことが求められています。
- 障がいのある人が活動に参加しやすいような体制やしくみを検討していく必要があります。
- スポーツや趣味などの活動を通じて、障がいのある人もない人も自然に交流できる場を増やしていくことが重要です。
- 障がいのある人が文化・芸術活動等を発表することは、本人の活動の励みになるとともに、広く障がいの理解を進めることに繋がります。活動等を発表できる場が求められています。

④安心・安全のまちづくりについて

[主な取り組み]

- 健康増進や疾病予防のために、健康づくりに関する知識の普及や健康意識の啓発に努めました。
- 「こころの健康講座」や「ゲートキーパー研修」を実施し、精神保健に関する知識の普及に努めました。
- 重度心身障害者医療費については、市内指定医療機関において医療費の窓口払いを廃止し、対象者の負担軽減を図りました。
- 「白岡市都市計画マスタープラン」において、福祉のまちづくり方針を定めました。
- 白岡駅及び新白岡駅に、多目的トイレを整備しました。
- 避難行動要支援者名簿及び個別の避難計画の作成を進めています。

[今後の課題と検討事項]

- 医療機関における障がいの理解促進や受診環境の改善など、障がいのある人が受診しやすい医療体制が求められています。
- バリアフリー化を継続的に進めていくとともに、すべての人が利用しやすいよう、ユニバーサルデザインを普及していくことが重要です。
- 市内公共施設については、施設の改修や修繕に伴い、可能な限りバリアフリー化を進めていくことが必要です。
- 障がいのある人の災害時の避難について、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、個別避難計画の作成を促進します。
- 障がい者施設等と連携し、福祉避難所の体制の整備を図る必要があります。
- メールやファックスによる緊急通報システムについて、周知や普及が重要です。

⑤療育や保育・就学等について

[主な取り組み]

- 教育・保育施設等や放課後児童クラブ（学童保育所）において、障がいのある児童の保育・教育を実施しており、必要に応じて、保育士等の人員の加配などを行っています。
- 就学においては、相談体制の充実を図っているほか、対象児童生徒の状態の把握、保護者の意向をもとに、本人と保護者の意思を最大限尊重し、就学の支援を行っています。
- 特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒が、地域の学校や通常の学級の学習に参加する支援籍学習を計画的に実施しています。
- 学校施設については、大規模改修等に併せて、スロープの設置や多機能トイレの整備等を順次実施しています。
- 乳幼児健診などを通じて障がいの早期発見に努めるとともに、早期に療育につなげるよう努めています。また、保育所等巡回支援事業を実施し、児童の状況把握や保育士等への助言を行っています。
- 障害児通所支援のサービス利用は増加傾向にあります。

[今後の課題と検討事項]

- 障がいのある子もない子も、ともに生活し学習する機会の充実を進め、理解の促進を図る必要があります。
- 特別な配慮を必要とする児童生徒に対して、個別の教育支援計画の作成を進める必要があります。また、サポート手帳の活用も重要です。
- 一人ひとりの障がいの特性に対応するため、教職員の障がいに対する理解と知識を深める必要があります。
- 学校施設は、災害時には避難所となることから、今後もバリアフリー化を進める必要があります。
- 障害児通所支援については、医療的ケアも含めて、障がいのある子に必要なサービスが提供できるよう、事業所の参入を促進する必要があります。

第3章 障害者基本計画 - 施策の展開

基本的な考え方

基本理念及び国や県の動向に基づき、本計画では次の5つの基本目標を定め、施策を推進します。

＜基本目標Ⅰ＞ みんなで理解を深め、権利を護るまちにしよう

障がいのある人や障がいについてみんなが理解していくことは、障がいのある人が生活しやすいまちづくりのための第一歩です。子どもから大人まで、市民の誰もが障がいについての理解を深められるよう、様々な障がい特性についての理解促進と共生社会に対する啓発活動を進めます。

また、障がいのある人の権利を守るため、関係機関と連携し相談体制の充実を図ります。

さらに、障がいのある人自身が住みやすいまちの将来を考え、その意見がまちづくりに反映されるよう、障がいのある人のまちづくりへの参加機会の拡充を進めます。

＜基本目標Ⅱ＞ 一人ひとりの生活が充実したまちにしよう

障がいのある人が、その人の意思でその人らしく生きがいのある生活を送れるよう、様々なサービスや基盤を整備していくことが必要です。

特に、相談支援体制と情報提供は、障がいのある人のきめ細かいニーズに的確に対応するために重要であることから、その充実に努めます。

また、日中活動の場や住まいの場の確保、コミュニケーションや社会参加への支援など、障がいのある人の生活の場と地域とのかかわりが充実したものとなるよう整備を進めます。

＜基本目標Ⅲ＞共に働き、共に楽しむまちにしよう

働くことは、障がいのある人の生活の糧となる手段であるだけでなく、社会参加の上でとても大きな意味があるものです。生きがいをもって働き、自立と社会参加が図れるよう、様々な支援を進めることが必要です。障がい者雇用を促進するとともに、多様な就労支援策の充実に努めます。

また、スポーツやレクリエーション、文化活動など、障がいのある人が趣味や余暇活動を楽しめるよう、情報提供や機会の拡充に努めます。

＜基本目標Ⅳ＞ 安心・安全なまちにしよう

障がいのある人等が、住み慣れた地域で安心した生活を送るためには、必要な医療や支援を受けられることが重要です。

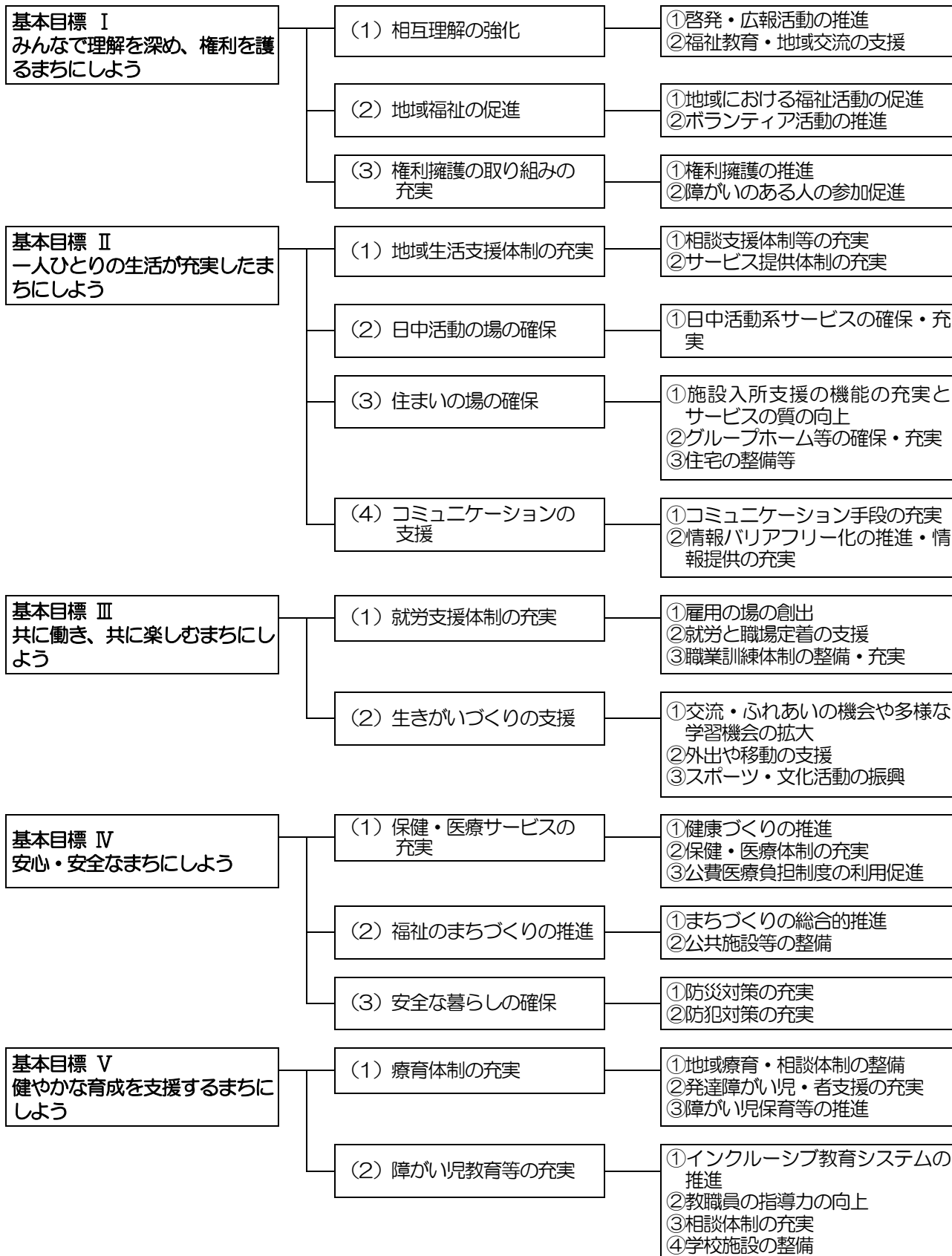
また、障がいのある人が自由に外出し活動できるよう、すべての人にやさしいまちづくりを進めることが必要です。さらに、障がいのある人に配慮した避難所や避難誘導體制など、災害などの非常時においても、障がいのある人が少しでも不安なく行動できる体制づくりに努めます。

＜基本目標Ⅴ＞健やかな育成を支援するまちにしよう

心身ともに発達する時期にある子どもにとって、早い段階からそれぞれの発達に応じた適切な支援を受けることが重要です。発達支援が必要な子どもの早期発見、早期支援に取り組むとともに、家族の支援に努めます。

また、ライフステージに応じた切れ目のない支援とともに、保健、医療、福祉、教育、就労支援等とも連携した支援体制の確立に努めます。

施策の体系



基本目標 I みんなで理解を深め、権利を護るまちにしよう

(1) 相互理解の強化

- 障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深めるとともに、障がいのある人もない人もともに生きる社会（＝共生社会）の理念について普及・啓発に努めます。
- 子どもから生涯にわたって、人権尊重の精神に根ざした福祉教育を推進するとともに、地域における交流とふれあいの機会への支援を進めます。

ヒアリング調査やアンケート調査から

- 障がいについて正しく理解してほしい。継続的なセミナーや勉強会も大事です。〔ヒアリング〕
- 障がいのある人と市民の交流がいいと思います。〔ヒアリング〕
- 自分が住んでいる地域にどのような人が暮らしていて、どんな困難を抱えているのか、どういう協力ができるのか、という点での意見交換の場があると、地域での理解が進んでいくと思います。〔ヒアリング〕
- 小中学校の福祉教育をより充実したものにしてほしいです。〔ヒアリング〕
- 障がいへの理解が深まっていると感じている障がい者は約3割です。〔障がい者アンケート〕
- 知的障がい者では、障がいのために差別を感じた経験のある人が多くなっています。〔障がい者アンケート〕

①啓発・広報活動の推進

No.	施策と内容
1	「共生社会」をつくる意識の高揚 ○市広報紙やホームページの活用のほか、イベントなど様々な機会を捉え、「障がいのある人もない人もともに支え合い、育ち、学び、生活し、働き、活動できる社会（＝共生社会）」の理念の普及・啓発活動を実施します。
2	「障害者週間」を活用した理解促進 ○障害者基本法に定められている「障害者週間（毎年12月3日から12月9日まで）」について周知を図ります。 ○障がい者団体や関係機関と連携し、「障害者週間」を中心として、共生社会への理解促進と障害者の社会参加の普及・啓発活動に努めます。

②福祉教育・地域交流の支援

No.	施策と内容
3	福祉教育の充実 ○福祉教育や福祉学習はもとより、学校教育全体を通じて、インクルーシブ教育システムの構築に努めます。 ○学校における福祉体験や交流及び共同学習などを通じて、障がいのある人と身近に接しながら障がいの理解を深められる機会を推進します。
4	交流機会の拡充 ○障がいのある人が、埼玉地区で開催されている「埼玉人権を考えるつどい」、市で開催されている「“じんけん”ふれあいコンサート」などのイベントや各種講座に参加しやすい体制の整備と、交流・ふれあいの機会の支援を図ります。

(2) 地域福祉の促進

- 地域における福祉意識の醸成と福祉活動を促進し、障がいのある人やその家族の地域での生活を支えられる福祉のまちづくりを進めます。
- 障がいのある人の地域生活を支えるボランティアの育成を促進するとともに、活動を推進します。

ヒアリング調査やアンケート調査から

- 市内のサービス事業所等の自主製品等の販売を通じて、ふれあいの機会を作ることは難しくないの
で、そのような機会を増やしたいです。〔ヒアリング〕
- ボランティアになるための学習会を開催してほしいです。〔ヒアリング〕
- 地域で暮らす人たちが、どんな時に支え合いが必要か考え、良い交流を継続させる取り組みが必要
だと思う。〔ヒアリング〕
- 障がい者が地域で生活していくために必要なこととして、「地域の理解や支え合い」と回答した人
が約6割となっています。〔市民アンケート〕

①地域における福祉活動の促進

No.	施策と内容
5	地域の見守り活動の強化 ○障がいのある人が地域の中で安心して生活できるよう、身近な地域 における手助けや見守り活動を促進します。
6	白岡市社会福祉協議会との連携 ○地域福祉を担う専門組織であり、地域に根差した活動を展開してい る社会福祉協議会との連携を図りながら、地域福祉活動を促進しま す。
7	民生委員・児童委員との連携 ○民生委員・児童委員に対し、障がい福祉施策や障害福祉サービスに 関する情報提供を進めます。

②ボランティア活動の推進

No.	施策と内容
8	ボランティアの育成・確保 ○ボランティア活動の中核であるボランティアセンター（白岡市社会福祉協議会）の活動を推進するとともに、連携を図ります。 ○手話ボランティアや点字ボランティアなど障がい者支援に関する各種ボランティアの育成や活動の促進を図ります。
9	ボランティアセンターへの支援 ○「はびすしらおか」内のボランティアビューローや団体活動室を団体活動の場として提供するとともに、ボランティア連絡会の機能強化、ボランティアコーディネーターやボランティア情報の充実など、ボランティアセンターを運営する白岡市社会福祉協議会の活動を支援します。

(3) 権利擁護の取り組みの充実

- 障がいのある人の権利を守るため、関係法令などの周知と理解を進めるとともに、関係機関との連携のもと相談支援体制の充実を進めます。
- 障がい者施策の着実な推進のために、障がいのある人のまちづくりの参画機会の充実に努めます。

ヒアリング調査やアンケート調査から

- 障がい者の権利や法律についてもっと周知してほしいです。[ヒアリング]
- 啓発や学習会を行うと一定の参加者あり、関心の高さがうかがえます。[ヒアリング]
- 「障害者差別解消法」について内容も知っている障がい者は約1割となっています。[障がい者アンケート]
- 「成年後見制度」について内容も知っている障がい者は約3割となっています。[障がい者アンケート]

①権利擁護の推進

No.	施策と内容
10	人権擁護への取り組み ○障がい者をはじめとした様々な人権問題について相談できる機会を提供している「人権相談」について、周知を図ります。 ○障がいのある人の権利擁護に関わる援助などを行う県の「権利擁護センター」の存在や事業内容についての周知を図ります。 ○「障害者差別解消法」の周知に努めます。
11	障がいのある人への虐待の防止 ○障がいのある人への虐待防止及び養護者に対する支援のため、市障害者虐待防止センターの機能の充実を進めます。 ○情報提供や連絡調整など、県の障害者権利擁護センターとの連携を図ります。 ○「障害者虐待防止法」の周知に努めます。

No.	施策と内容
12	日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと） ○判断能力が十分でない高齢者や知的障害者、精神障害者で一人で生活していくには不安のある方が、権利を侵害されず安心して生活を送れるよう、金銭管理や通知等の内容確認を支援する埼玉県日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）の周知と利用促進に努めます。
13	成年後見制度等の利用促進 ○判断能力が不十分な障がい者が、その人の有する能力を活用し、自らが希望する自立した日常生活を営むことができるよう、成年後見制度の利用の支援を行います。 〔障害福祉計画－地域生活支援事業〕 ◇成年後見制度利用支援事業 ○地域でのサポートができるよう、市民後見の人材育成のための研究を進めます。 ○成年後見制度の周知に努めます。
14	投票しやすい環境づくり ○投票所において障がいのある人が投票しやすい環境づくりを進めます。 ○郵便等による不在者投票制度について周知を図ります。

②障がいのある人の参加促進

No.	施策と内容
15	当事者との連携・協力 ○障がい者団体の育成・支援に努めるとともに、障がいのある人、家族、白岡市社会福祉協議会、ボランティア等との連携・協力体制の充実を図ります。
16	ニーズの把握と情報交換 ○より効果的な施策・事業の展開に向けて、アンケート調査や懇談会等を通じて、当事者のニーズの把握や施策に対する提案・意見など、きめ細かい情報交換などを行います。

基本目標 Ⅱ 一人ひとりの生活が充実したまちにしよう

(1) 地域生活支援体制の充実

○障がいのある人とその家族に対する相談支援の充実に努めるとともに、障がいのある人の生活を支援する多様なサービスの提供を進めます。

ヒアリング調査やアンケート調査から

- 困ったことを相談できるところ、障害者相談員の活用もお願いしたいです。〔ヒアリング〕
- 障がい者をみている親が高齢だという家庭が多くなってきています。〔ヒアリング〕
- 本人の気持ちや希望が尊重されるようなサービス提供であることが大切です。〔ヒアリング〕
- ボランティアになるための学習会を開催してほしいです。〔ヒアリング〕
- 悩みや困りごとの相談先については、家族や親戚が約8割です。〔障がい者アンケート〕
- 障がい者の相談体制の評価については、十分であると評価している割合が約5割で、前回の調査より評価が上がっています。〔障がい者アンケート〕
- 障がいがある人にとって住みやすいまちづくりに必要なこととして、相談体制の充実が最も多くあげられています。〔障がい者アンケート〕

①相談支援体制等の充実

No.	施策と内容
17	相談支援（計画相談支援・地域相談支援） ○障がいのある人の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによる支援を進めます。 〔障害福祉計画－指定障害福祉サービス〕 ◇計画相談支援 ◇地域移行支援 ◇地域定着支援 ○地域自立支援協議会等において、広域で指定特定相談支援事業所の増加や相談支援専門員の育成に努め、安定した提供体制を進めます。

No.	施策と内容
18	相談支援事業 ○障がいのある人の様々なニーズに的確に対応できるよう、相談体制を充実させるとともに、障がいのある人が自分にふさわしいサービスを受けられるよう、相談・支援体制の確立を図ります。 ○3市2町の広域により、相談支援事業を3か所で実施するとともに、地域自立支援協議会を運営します。 〔障害福祉計画－地域生活支援事業〕 ◇相談支援事業 ◇地域自立支援協議会 ◇相談支援機能強化事業 ○総合相談の核となる基幹相談支援センターを、平成30年度から3市2町の広域で設置します。
19	庁内の相談窓口の充実 ○障がいのある人の様々なニーズに応え、窓口での相談業務を充実させるため、社会福祉士等の有資格者の配置を進めます。 ○県や各種団体が実施する研修へ職員を派遣し、専門的知識を向上させることにより、様々な相談内容にも適切に対応できる体制の充実に図ります。
20	ピアカウンセリング ○障がいのある人の立場での適切な助言や生活設計の支援を行えるよう、障がい当事者による相談（ピアカウンセリング）を推進します。 ○障害者相談員等の人材育成・確保に努めます。
21	地域における相談体制 ○地域における相談支援体制を充実するため、民生委員・児童委員や区長などに対して、研修会や講演会の参加、国や県等からの情報提供などを進めます。 ○白岡市社会福祉協議会等と連携するなど、身近な地域で相談に応じる担い手の育成を検討します。

No.	施策と内容
22	経済的支援についての相談 ○障がいのある人が将来にわたって経済的に不安のない生活を送れるように、特別障害者手当など各種の手当や減免制度が適正に受給・利用できるよう、相談、助言に努めます。 ○障害年金等の年金制度や心身障害者扶養共済制度の適切な利用ができるよう、機会をとらえて制度についてわかりやすい周知を進めるとともに、関係機関と連携をとりながら普及を図ります。

②サービス提供体制の充実

No.	施策と内容
23	訪問系サービス ○在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していけるように、訪問系サービスを提供します。 ○安定して必要なサービスが利用できるよう、提供事業所の整備を促進します。 〔障害福祉計画－指定障害福祉サービス〕 ◇居宅介護 ◇重度訪問介護 ◇行動援護 ◇重度障害者等包括支援 ◇同行援護 〔障害福祉計画－地域生活支援事業〕 ◇訪問入浴サービス事業
24	日常生活用具給付等事業 ○重度障がい者等に対し、日常生活用具を給付または貸与することで、日常生活の便宜を図ります。 〔障害福祉計画－地域生活支援事業〕 ◇日常生活用具給付等事業

No.	施策と内容
25	日中一時支援事業 ○介護者が緊急その他の理由により介護することができない時、日中の活動の場の確保と一時的な見守り等の支援を行います。 [障害福祉計画－地域生活支援事業] ◇日中一時支援事業
26	補装具費の支給 ○身体に障がいのある人に補装具費の支給を行います。
27	配食サービス ○食事の調理が困難な在宅で生活する障がいのある人等に、週2回の範囲内で調理済みの夕食を宅配し、障がいのある人の健康増進と安否確認を行うサービスを提供します。
28	寝具洗濯乾燥消毒サービス事業 ○在宅の重度心身障がい者の保健衛生の向上を図るため、寝具の洗濯、乾燥及び消毒のサービスを行います。
29	紙おむつの給付 ○障がいがあり紙おむつを必要とするかたに紙おむつを1割負担で支給します。
30	障害児（者）サポート事業 ○在宅の心身障がい児（者）の地域生活を支援するため、一時預かり、移送、外出援助などのサービスを提供する団体に対して経費を助成します。 ○サービス事業者の拡充や補助対象利用時間について検討します。
31	緊急時通報装置の設置 ○一人暮らしでも安心して生活できるよう、万一の際に消防署に通報し救急車の手配等ができる装置の設置を行います。
32	はいかい者家族等支援探索サービス事業 ○障がいのある人の安全確保と家族等の負担軽減を図るため、はいかい行動のある障がいのある人が所在不明となった場合の探索及び保護の支援を行います。

(2) 日中活動の場の確保

○障がいのある人が、日中を有意義で張りのある生活を送れるよう、日中活動の機会及び活動の場の充実を進めます。

ヒアリング調査やアンケート調査から

○デイサービスやセミナーなども、親が送迎していることがあります。親が高齢になると送迎が難しくなることもあります。〔ヒアリング〕

○日中活動の場は不足しています。〔ヒアリング〕

○障害福祉サービスの中で、日中活動系のサービスが多く利用されています。〔障がい者アンケート〕

①日中活動系サービスの確保・充実

No.	施策と内容
33	日中活動等サービス ○常時介護を必要とする人に対する施設での専門的な介護サービスを提供します。 ○安定して必要なサービスが利用できるよう、提供事業所の整備を促進します。 〔障害福祉計画－指定障害福祉サービス〕 ◇生活介護 ◇療養介護 ◇短期入所
34	自立訓練 ○障がいのある人の生活の質を向上させ、より豊かな地域生活を営むことができるよう、機能訓練や生活訓練を提供します。 ○安定して必要なサービスが利用できるよう、提供事業所の整備を促進します。 〔障害福祉計画－指定障害福祉サービス〕 ◇自立訓練（機能訓練） ◇自立訓練（生活訓練） ◇自立生活援助

No.	施策と内容
35	地域活動支援センター ○自立生活の支援や生活の質の向上という観点から、社会との接点をもちながら様々な活動の機会が得られるよう、資源の確保、創作的活動または生産活動の機会の提供を進めます。 〔障害福祉計画－地域生活支援事業〕 ◇地域活動支援センター事業
36	障害者デイサービスセンター ○ニーズに対応しながら、「はぴすしらおか」内に設置されている障害者デイサービスセンターを運営します。

(3) 住まいの場の確保

- 障がいのある人の住まいの場が確保され、障がいに応じた必要な支援が受けられるよう、入所施設やグループホーム等のサービスの充実を促進します。
- また、障がいのある人が住み慣れた家庭で生活しやすいよう、住宅の改修や整備などについての情報提供や相談体制の充実に努めます。

ヒアリング調査やアンケート調査から

- 親なき後の住まいが不安です。親が元気なうちに障がいのある子どもをグループホームなどにつなげられたらと思います。〔ヒアリング〕
- 入所を希望している人は多いと思いますが、施設は不足していると思います。〔ヒアリング〕
- 現在、家族と一緒に生活している障がい者が多くいます。今後も家族と一緒に生活希望している障がい者が多いですが、ひとり暮らしやグループホーム、施設入所を希望する割合がわずかに増えています。〔障がい者アンケート〕

①施設入所支援の充実

No.	施策と内容
37	施設入所支援 ○夜間において安心して、施設で専門的な介護等が受けられるよう、施設入所支援の充実をめざします。 〔障害福祉計画―指定障害福祉サービス〕 ◇施設入所支援
38	入所施設等の整備 ○施設を必要とする人に、周辺地域で十分な量が確保できるよう、近隣市町又は民間の社会福祉法人などの連携・協力により、広域的な整備に努めます。

②グループホーム等の確保・充実

No.	施策と内容
39	居住支援 ○住まいの場が確保され、さらに日常生活上の支援を含めた居住支援が提供されるよう、居住支援サービスの充実に努めます。 ○必要な人が身近な地域で安心して居住支援サービスが利用できるよう、グループホームの整備を促進します。 [障害福祉計画－指定障害福祉サービス] ◇グループホーム（共同生活援助）
40	生活ホーム ○自立した生活を望みながらも家庭環境や住宅事情等の理由でそれが難しい障がい者に対し、相談や日常生活に必要な支援を行っています。今後は、グループホームへの移行を促進するなど、住まいの場の確保に努めます。

③住宅の整備等

No.	施策と内容
41	暮らしやすい住宅の整備促進 ○バリアフリー仕様を広く普及するとともに、重度障がい者向け住宅改善の助成制度等を通じて、住宅改修を支援します。 ○手すり設置などの住宅改修についての情報を希望する方に対し、きめ細かい情報提供を進めます。
42	介護保険による居宅介護住宅改修の利用促進 ○介護保険の被保険者で要支援・要介護認定を受けた方が、在宅での生活に支障がないように、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修の利用について、制度の周知と利用のための相談を行います。
43	住宅入居等の支援 ○住居を必要とする障がいのある人への支援を進めるため、相談体制の整備に努めます。

(4) コミュニケーションの支援

○障がいの特性に応じたわかりやすい情報提供に努めるとともに、障がいのある人が可能な限り意思疎通を行えるようコミュニケーションの支援を進めます。

ヒアリング調査やアンケート調査から

○情報は伝わりにくいので、積極的に提供をしてほしいと思います。〔ヒアリング〕

○ネット社会で、情報入手やコミュニケーション、人とのつながりが難しくなっています。情報がなかなか取れない人のフォローが必要です。〔ヒアリング〕

○障がいによっては、手紙や書類が送られてきても文章の内容がよく理解できずにそのままになってしまうこともあります。〔ヒアリング〕

○手話のことを、小中学校などでも教えてほしいと思います。〔ヒアリング〕

①コミュニケーション手段の充実

No.	施策と内容
44	意思疎通支援事業 ○手話通訳者派遣をはじめ、埼玉聴覚障害者情報センターとも連携しながら、手話通訳者の派遣を進めます。 ○登録手話通訳者認定試験等を実施し、登録者数の増加に努めます。 〔障害福祉計画－地域生活支援事業〕 ◇意思疎通支援事業 ○言語や音声機能、聴覚などの障がいにより意思疎通を図ることに支障のある人等に対して、手話通訳者派遣及び要約筆記奉仕員派遣を実施します。

No.	施策と内容
45	コミュニケーションに関する支援 ○手話通訳の人材確保に努め、市窓口において、手話通訳者の配置を進めます。 ○白岡市社会福祉協議会に登録されている、点訳、朗読、手話など、コミュニティボランティアの育成を支援するとともに、必要とする人等に対して、会議やイベントの開催時に手話通訳などの派遣を実施します。 ○手話奉仕員及び手話通訳者養成講座を市聴覚障害者協会等と連携し、引き続き実施します。

②情報バリアフリー化の推進・情報提供の充実

No.	施策と内容
46	情報バリアフリーの推進 ○障がいのある人が、福祉サービスや生涯学習、まちづくりなどの情報を必要なときに必要なだけ簡単に入手できるよう、メディアの点字化、大文字化、音声化、ルビふりの促進など、情報バリアフリーの推進を図ります。

基本目標 Ⅲ 共に働き、共に楽しむまちにしよう

(1) 就労支援体制の充実

- 就労は、経済的な自立の第一歩であるとともに、社会参加の重要な要素であることから、関係機関との連携を図りながら、障がいのある人の就労を支援します。
- 働く意欲のある人が、能力を活かしながら一人でも多く就労できるよう職業訓練体制の整備充実を進めます。

ヒアリング調査やアンケート調査から

- 特別支援学校卒業後の進路で、施設や事業所が定員いっぱいでは受け入れが難しいということもあります。受け入れ先の拡充をお願いしたいです。〔ヒアリング〕
- 市内での障がい者の積極的な雇用と就業中フォロー体制を進めてほしいと思います。〔ヒアリング〕
- 障がい者施設への発注などを積極的にしてほしいです。〔ヒアリング〕
- 法定雇用率はきちんと確保してほしいと思います。働くことは、障がい者と社会のつながりになります。〔ヒアリング〕
- 白岡市近隣に、就労訓練の場が不足しています。〔ヒアリング〕
- 働きやすい環境のために重要なこととしては、障がいに対する職場の理解が最も多くなっています。〔障がい者アンケート〕

①雇用の場の創出

No.	施策と内容
47	事業主への啓発活動 ○県の「障害者雇用サポートセンター」とも連携し、事業主に対し、なお一層の法定雇用率制度の遵守や各種助成制度の活用を促すとともに、制度の普及に努めます。
48	公共機関の雇用の推進 ○市などの公共機関は、法定雇用率制度を遵守した障がい者雇用はもちろんのこと、引き続き障がいのある人の雇用機会の拡充について検討していきます。

②就労と職場定着の支援

No.	施策と内容
49	就労相談の充実 ○障がいのある人の就労を支援するため、公共職業安定所や埼玉障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターとの連携、連絡を密にし、雇用の促進、相談体制の充実に努めます。
50	就労支援 ○働く意欲のある人が、一人でも多く安心して働ける場の確保につながるよう、多様な就労情報の提供や就労支援を推進します。 [障害福祉計画－指定障害福祉サービス] ◇就労移行支援 ◇就労継続支援（A型・B型） ◇就労定着支援

③職業訓練体制の整備・充実

No.	施策と内容
51	更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業 ○就労移行支援事業又は自立訓練事業等を利用している人に更生訓練費を支給します。また、訓練を終了し施設から就労等により自立する人に就職支度金を支給します。 [障害福祉計画－地域生活支援事業] ◇更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業
52	知的障害者職親委託制度 ○知的障害者を一定期間、事業経営者等（職親）に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行います。 [障害福祉計画－地域生活支援事業] ◇知的障害者職親委託制度

(2) 生きがいづくりの支援

- 障がいのある人が、地域の中でスポーツやレクリエーションを楽しみ、その人らしく張りのある生活を送れるよう支援します。
- 外出や移動の支援を充実し、積極的に社会参加をしていく環境づくりを進めます。

ヒアリング調査やアンケート調査から

- 障がい者と健常者が一緒に楽しめるようなイベントがあるといいと思います。〔ヒアリング〕
- 障がいの特性や程度が様々ありますが、その人にあった社会参加の方法があると思います。〔ヒアリング〕
- 障がいスポーツなど、誰でも楽しめて交流の場になるような場がほしいです。〔ヒアリング〕
- 障がい者の芸術活動を発表したり、展示したりする場があるといいと思います。〔ヒアリング〕
- スポーツや文化活動においても、移動の支援が必要です。〔ヒアリング〕

①交流・ふれあいの機会や多様な学習機会の拡大

No.	施策と内容
53	障がいのある人の学習機会の提供 ○障がい者向け講座の情報提供を図るとともに、障がいのある人の学習ニーズに応じた講座の提供やサポート体制の強化などにより、学習機会の拡充を図ります。
54	文化・スポーツ活動等を通じた交流 ○活動を通じて障がいのある人とない人が自然に交流ができるよう、イベントの内容や情報提供の方法の充実を図ります。
55	社会参加促進事業 ○スポーツ・レクリエーション活動への参加促進や手話奉仕員養成研修など、障がいのある人の社会参加を促進する事業を行います。また、必要に応じて、情報の音声化や大文字化なども進めます。 〔障害福祉計画－地域生活支援事業〕 ◇社会参加促進事業

②外出や移動の支援

No.	施策と内容
56	移動支援事業 ○屋外での移動が困難な障がいのある人等に対し、地域での自立生活及び社会参加のための外出の際の移動を支援します。 〔障害福祉計画－地域生活支援事業〕 ◇移動支援事業 ○ガイドヘルプ、移送サービスなど障がいのある人のニーズに合わせた事業の充実に向けて、事業所に対し研修等の情報提供を行うなど、専門的なサービスが提供できるよう連携強化に努めます。
57	リフトカーのサービス ○重度の障がい者で車いすを使用するかたが、公共施設などに外出する場合、車いすごと乗車できるリフトカーの貸し出しや移送を社会福祉協議会で行います。
58	各種割引制度等の周知 ○鉄道やバス、タクシーなど交通における各種割引制度等について周知を進めます。
59	福祉タクシー利用料金助成事業 ○重度の障がい者が容易に外出できるよう、タクシー利用料金の一部を助成します。
60	自動車燃料購入費助成事業 ○重度の障がい者が容易に外出できるよう、自動車燃料購入費の一部を助成します。
61	自動車改造費の助成 ○身体に障がいがあるため、自動車の操作装置などを改造する必要がある方に改造費の一部を助成します。
62	運転免許の無料運転教習の周知 ○身体障害者で自動車運転免許を取得して就職をしようとする方を対象に、「身体障害者運転能力開発訓練センター」における所定の教習料金が無料で運転教習が受けられることについて周知を図ります。

No.	施策と内容
63	運転免許センター適正相談室の周知 ○病気等のため自動車等の運転に不安がある方を対象に、運転に関する相談に応じる「埼玉県運転免許センター適正相談室」について周知を図ります。
64	地域公共交通サービス運行事業 ○交通弱者を主な対象として日常生活における交通手段を確保するため、「のりあい交通」を運行します。

③スポーツ・文化活動の振興

No.	施策と内容
65	文化・スポーツ活動等への参加促進 ○障がいのある人の文化活動やスポーツ・レクリエーションの場への参加について、ボランティア等との連携のもと参加を支援するとともに、きめ細かい情報提供に努めます。 ○障がいのある人が活動の場に出かけられるよう、外出のお手伝いなどの支援を進めます。 ○国や県、地域で実施する各種スポーツ大会に積極的に参加できるよう情報を提供し、参加を促進します。
66	発表の場の提供 ○障がいのある人の日ごろの文化・芸術活動等を気軽に発表できる機会の提供について検討します。
67	市内公共施設の利用促進 ○障がいのある人や障がい者団体等が、市の公共施設を利用しやすいように、使用料の減免等について引き続き適切に実施します。

基本目標Ⅳ 安心・安全なまちにしよう

(1) 保健・医療サービスの充実

- 障がいの原因となる疾病を予防するとともに、障がいのある人の健康管理を進めます。
- 受診しやすい医療体制を進めます。

ヒアリング調査やアンケート調査から

- 市内に診療科目がない、重度の障がいのため受診しにくいなど、市内で安心して通院できる医療機関、体制がほしいです。〔ヒアリング〕
- 障がい者が健診を受けやすい体制づくりをしてほしいです。〔ヒアリング〕
- 医療的ケアが必要な人が増えていると思いますので、看護師等の人材の確保を進めてほしいと思います。〔ヒアリング〕

①健康づくりの推進

No.	施策と内容
68	健康づくりへの支援 ○生活習慣病の予防、健康増進など、健康に関する正しい知識の普及を図ることにより、「自分の健康は自分で守る」という自覚を高め、健康の保持増進に努めるよう、健康意識の啓発に努めます。 ○生活習慣病予防のための、健康相談、栄養相談などの食生活をはじめとした健康づくり事業や各種健診、健康教育、健康講座などを実施し、市民の健康づくりと疾病予防を支援します。
69	妊婦・乳児・幼児健康診査の充実 ○妊婦健康診査、乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査などを行うとともに、各種健康診査の結果により、個別相談や保健指導を実施します。必要に応じて、精密検査機関の紹介やフォロー事業等において支援するなど、適切な対応を進めます。

②保健・医療との連携強化

No.	施策と内容
70	精神保健施策の充実 ○「こころの健康講座」や「ゲートキーパー研修」の開催など、精神保健に関する講座や広報紙を活用し、精神保健に関する正しい知識の普及に努めます。 ○在宅の未受診者や医療中断者に対し、医療機関への受診勧奨を進めます。 ○保健所等の関係機関及び関係課との連携により、精神保健に関する取り組みの充実に努めます。また、精神科医療機関や保健所、関係機関との連携により、退院可能な入院患者の退院支援を進めます。 ○「（仮称）自殺対策計画」の策定を進め、自殺防止に努めます。
71	障がい者の受診環境の充実 ○障がいのある人が安心して医療を受けられるよう、医療従事者における障がいの理解の促進に努めます。
72	障がい者歯科診療の確保 ○障がいのある人が安心して歯の治療を受けられるよう、障がい者歯科治療体制の充実に努めるため、「障害者歯科相談医」の情報を提供し、歯科診療の機会の確保に努めます。 ○毎年全戸配布している「保健センター事業予定表」の歯科医療機関の情報に、障がい者歯科の情報の掲載について検討します。

③公費医療負担制度の利用促進

No.	施策と内容
73	自立支援医療の給付（育成医療・更生医療・精神通院医療） ○身体に障がいのある児童の生活能力を回復するための育成医療、身体障害者の障がいの軽減、進行の防止や機能を回復するための更生医療、精神障害者の通院に係る医療費軽減を図るための精神通院医療等の実施や周知に努めます。
74	重度心身障害者医療費の助成 ○対象となる方に、医療費の自己負担額（保険診療分）の一部を助成します。
75	特定疾患及び小児慢性特定疾患の医療費公費負担制度の普及 ○特定疾患や小児慢性特定疾患の医療費公費負担制度について周知を図ります。

(2) 福祉のまちづくりの推進

○障がいのある人が気軽に外出でき、日常の生活行動がしやすいまちづくりを進めます。

ヒアリング調査やアンケート調査から

- 駅や公共施設、道路環境等のバリアフリー化を一層進めてほしいです。〔ヒアリング〕
- のりあい交通を、障がい者がより利用しやすいように改善してほしいと思います。〔ヒアリング〕
- 公園の入り口にポールがあったりして、車いすでは入りにくいところもあります。利用しやすいように工夫してほしいと思います。〔ヒアリング〕

①まちづくりの総合的推進

No.	施策と内容
76	外出しやすいまちづくり ○障がいのある人が気軽に外出し、活動しやすいよう、歩道の段差解消や勾配の見直し、視覚障害者誘導用ブロックや様々な障がいに留意した誘導標識などを設置し、不特定多数の人が利用する公共的な建築物、道路などといった「生活関連施設」のバリアフリー化を推進します。 ○すべての人にやさしいユニバーサルデザインの普及・啓発に努めます。

②公共施設等の整備

No.	施策と内容
77	公共施設のバリアフリー化 ○既存の公共施設に関しては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「埼玉県建築物バリアフリー条例」、「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、改修などの際に、手すり、スロープの設置、多機能トイレの充実などを推進します。

(3) 安全な暮らしの確保

- 障がいのある人の防災対策を進め、災害時の避難行動や避難生活の不安の解消に努めます。
- 障がいのある人が犯罪に巻き込まれないよう、防犯対策の充実に努めるとともに、緊急通報手段の普及を進めます。

ヒアリング調査やアンケート調査から

- 避難所で大勢の人と一緒にいられないと思います。また、避難所から福祉避難所への移動が難しいと不安です。
- 災害時、聴覚障がい者用のバンダナがあるので、必要な支援が受けられるように、市民や職員に広く周知してほしいと思います。〔ヒアリング〕
- 障がい者も参加した防災訓練が必要だと思います。〔ヒアリング〕
- 災害時にひとりで避難することがむずかしい障がい者は約5割となっています。〔障がい者アンケート〕

①防災対策の充実

No.	施策と内容
78	避難行動要支援者の避難支援の準備 ○災害時に一人でも多くの方が避難されるよう、避難行動要支援者名簿や避難計画の共有化の更なる推進により、安否確認及び避難行動の支援体制を確立します。
79	災害時の情報提供の充実 ○災害時には、防災行政無線や安心安全メール、SNS等の複数の情報伝達を活用し、情報提供に努めます。
80	障がいのある人等に対応する避難所の確保 ○避難時に、障がいのある人等が不安なく避難生活を送ることができるように障がい者施設等と連携した福祉避難所等の充実や備蓄品の整備を推進します。

No.	施策と内容
81	防災意識の高揚 ○防災訓練や職員出前講座、広報紙等を通じて、障がいのある人等へ市が発令する避難情報と取るべき行動等に関する知識を普及、啓発することにより、災害発生時の安全で迅速な避難行動の確保に努めます。 ○防災訓練等に障がいのある人の参加を促進します。 ○障がいのある人も参加できる防災に関する勉強会等の実施を検討します。 ○障がいに対応した防災用品等について整備を検討するとともに、周知と普及に努めます。 ○住宅用火災警報器の設置について、普及に努めます。

②防犯対策の充実

No.	施策と内容
82	地域における防犯活動 ○障がいのある人が犯罪に巻き込まれないよう防犯情報の提供などに努めるとともに、地域での見守りを強化するなど、犯罪防止につながる地域環境づくりを進めます。
83	多様な緊急通報手段の普及 ○聴覚に障がいがある方、言葉が話せない方が事件、事故にあった時のメール１１０番やファックス１１０番など、障がいの内容に応じた多様な緊急通報手段について、周知・普及を進めます。

基本目標 V 健やかな育成を支援するまちにしよう

(1) 療育体制の充実

- 発達段階に応じた相談・支援体制の充実に努めるとともに、障害児通所支援サービスの充実を図ります。
- 教育・保育施設や放課後児童クラブ（学童保育所）における障がいのある子の受け入れに努めます。

ヒアリング調査やアンケート調査から

- 就学前の相談から、市内の特別支援学級のことなど、様々なことを広報してほしいです。[ヒアリング]
- 保育所、幼稚園の障がい児の受け入れを積極的に行い、スタッフも加配してほしいです。健常児とともに成長できると思います。[ヒアリング]

①地域療育・相談体制の整備

No.	施策と内容
84	障がい児通所支援 ○障がい児の児童発達支援、生活能力の向上のために必要な訓練、障がい児以外の児童との集団生活の適応のための専門的な支援などのサービスを提供します。 ○安定して必要なサービスが利用できるよう、提供事業所の整備・充実を促進します。 [障害児福祉計画－障害児通所支援] ◇児童発達支援 ◇医療型児童発達支援 ◇居宅訪問型児童発達支援 ◇放課後等デイサービス ◇保育所等訪問支援

No.	施策と内容
85	障がい児相談支援等 ○障がい児の発達支援や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによる支援を進めます。 〔障害児福祉計画－障害児相談支援等〕 ◇障害児相談支援 ◇医療的ケア児コーディネーター ○地域自立支援協議会等において、広域で指定特定相談支援事業所の充実や相談支援専門員の育成に努め、安定した提供体制を進めます。

②発達障がい児・者支援の充実

No.	施策と内容
86	発達障害児・者に対する理解促進 ○発達障害について、市民や関係機関等が正しく理解し、適切な支援や対応ができるよう、啓発活動や研修などの内容の充実に努めます。 ○乳幼児健診時にパンフレットを配布するなど、発達障がいの早期発見について周知を進めるとともに、発達障がいに関する相談や支援を図ります。 ○保育所等巡回支援事業により、専門員による児童の状況把握や保育士への助言等により、発達が気になる児童の支援に努めます。

③障がい児保育等の推進

No.	施策と内容
87	障がい児保育の充実 ○障がい児保育を実施した私立の保育所、認定こども園及び小規模保育事業所への補助を引き続き実施します。 ○保育に欠ける障がいのある児童の保育所等への受け入れに努めます。
88	放課後対策の充実 ○放課後や夏休み等において、保育に欠ける障がいのある児童の集団生活と健全育成を図るため、放課後児童クラブ（学童保育所）への受け入れに努めます。

(2) 障がい児教育等の充実

- 障がいのある子もない子とともに学べる教育環境を進め、インクルーシブ教育システムの構築に努めます。
- 障がいのある児童生徒の発達段階に応じるとともに、家庭の希望に応じた教育体制の整備に努めます。

ヒアリング調査やアンケート調査から

- 教職員の資質向上や配置をお願いします。〔ヒアリング〕
- 教育と福祉の連携が難しいと感じています。学校と事業所等の連絡会のようなものがあるといいと思います。〔ヒアリング〕
- 進学や進路などの情報が足りないという割合が多くなっています。〔障がい者アンケート〕

①インクルーシブ教育システムの推進

No.	施策と内容
89	特別支援教育の充実 ○市内全小・中学校に特別支援学級を設置して、今後も必要に応じた体制を図ります。 ○特別支援教育の推進に合わせて、障がいの特性や程度に応じた一人ひとりの具体的な指導目標を設定するなど個別の指導計画等の作成に努め、きめ細やかな配慮のもとに指導内容・方法を工夫し教育課程を編成・実施していくなど、特別支援教育の内容の充実に努めます。 ○通常の学級に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒に対しても、個別の教育支援計画を作成するなど、学習補助の充実を図ります。 ○学校と障害児通所支援サービス事業所との連携強化を図ります。
90	交流及び共同学習の充実 ○障がいのある子もない子とともに学ぶ機会の充実を図るため、支援籍学習を実施します。

②教職員の指導力の向上

No.	施策と内容
91	教員の研修の充実 ○特別な配慮を必要とする児童生徒に対する理解を深めるため、積極的にすべての管理職及び教員に対する研修の機会を設けます。 ○校内での特別支援教育の核となるコーディネーターが各校の特別支援教育の推進者として活躍できるよう、指導力の向上を目指します。

③相談体制の充実

No.	施策と内容
92	教育相談・就学支援の充実 ○就学においては、対象児の把握・保護者の意向をもとに、本人と保護者の意思を最大限尊重し、通常の学級や特別支援学級での受け入れを支援します。 ○市の就学支援委員会・校内就学支援委員会の役割を明確にするとともに、専門医、関係課職員及び特別支援学校教諭を含めた専門委員会において就学相談体制の充実を図ります。 ○県の実施する特別支援教育巡回支援、特別支援学校、幼稚園、保育所（園）などの外部機関との情報交換や研修の充実などにおいて連携を図るとともに、子どもが生まれ成長していく段階で深く係わりを持つ関係各課との連携を強化し、相談体制の充実に努めます。
93	進路指導の充実 ○中学校課程修了後は、高等学校や特別支援学校の高等部、専門学校や職業訓練校への進学等、多様な選択肢があることを紹介するとともに、進路相談などを通して適切な進路選択ができる条件づくりに努めます。 ○サポート手帳を効率的に活用し、関係機関の連携を図りながら、一人ひとりに合った支援や教育の充実を図ります。

④学校施設の整備

No.	施策と内容
94	学校施設のバリアフリー化 ○大規模改修工事等に併せてスロープや多機能トイレ等を整備するとともに、災害時の避難所となることから適時バリアフリー化を進めます。

第4章 障害福祉計画・障害児福祉計画

1 基本的な視点

基本的視点1 訪問系サービスの充実

障がいの状態やニーズに応じて、一人ひとりが、自己決定と自己選択の尊重のもと、在宅にて適切な支援が受けられるよう、訪問により提供されるサービスの充実に努めます。

基本的視点2 日中系サービスの充実

障がいの状態やニーズに応じて、一人ひとりが、自己決定と自己選択の尊重のもと、適切な支援が受けられるよう、日中活動に関するサービスの充実に努めます。

基本的視点3 地域生活移行の促進

地域で安心して暮らせるよう、暮らしの場の確保に向けた居住支援や保健・医療とも連携した自立訓練事業等を進め、地域生活移行の促進に努めます。

基本的視点4 地域生活支援事業の充実

障害者総合支援法における地域生活支援事業を充実し、地域における相談・支援や、移動・意思疎通支援等の日常的な活動への支援を図るとともに、地域活動支援センターを中心に活動と交流の機会への支援、その他地域生活を支える各種事業の充実に努めます。

基本的視点5 障害児支援の充実

障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援するため、障害児相談支援及び障害児通所支援等の充実を図るとともに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関の連携を進めます。

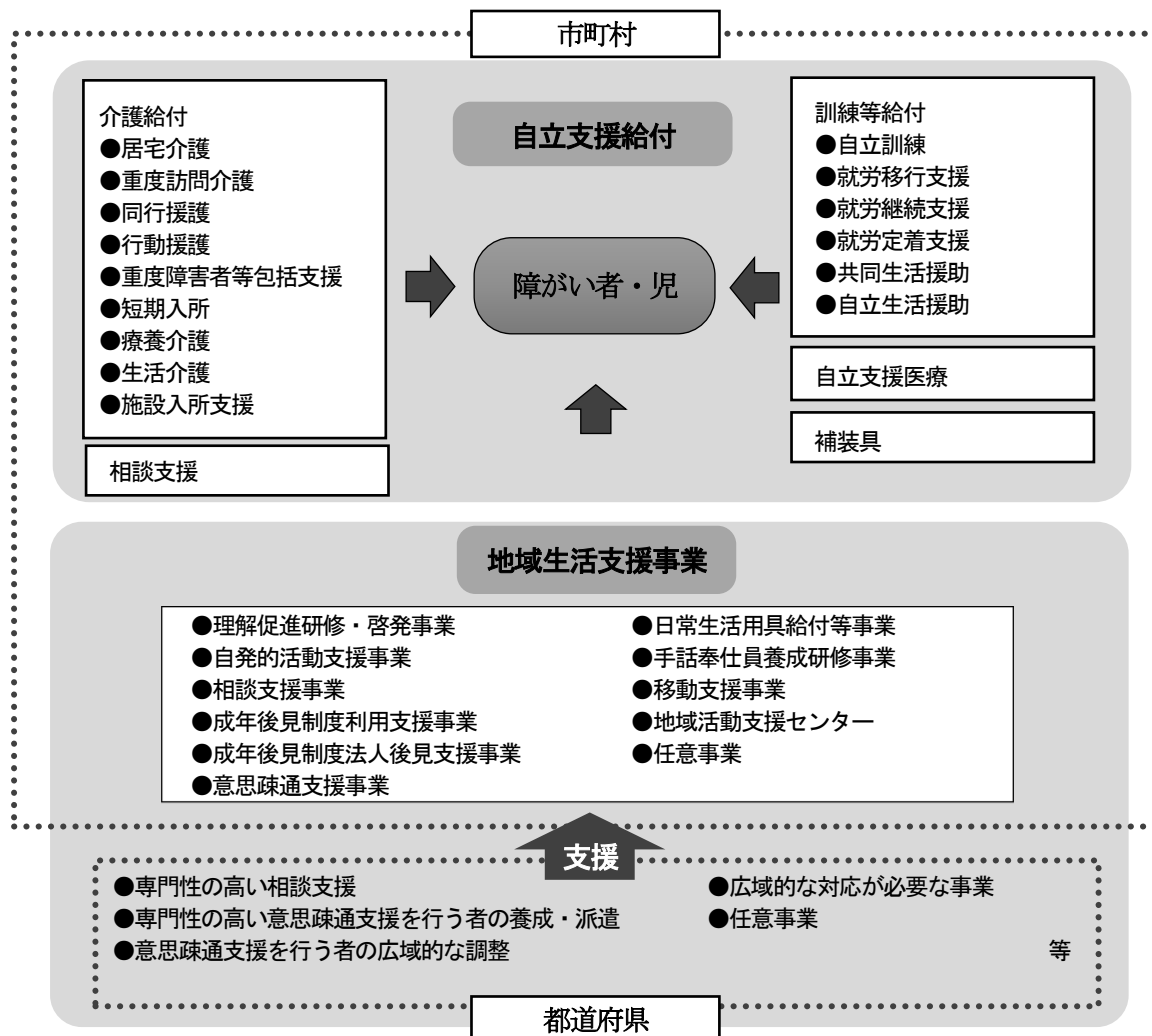
2 障害福祉サービス等の全体像

障害者総合支援法による総合的な支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

「障害福祉サービス」は、勘案すべき事項（障害の種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する意向等）及びサービス等利用計画案をふまえ、個々に支給決定が行われる「障害福祉サービス」、「相談支援」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟にサービスを行う「地域生活支援事業」に大きく分けられます。

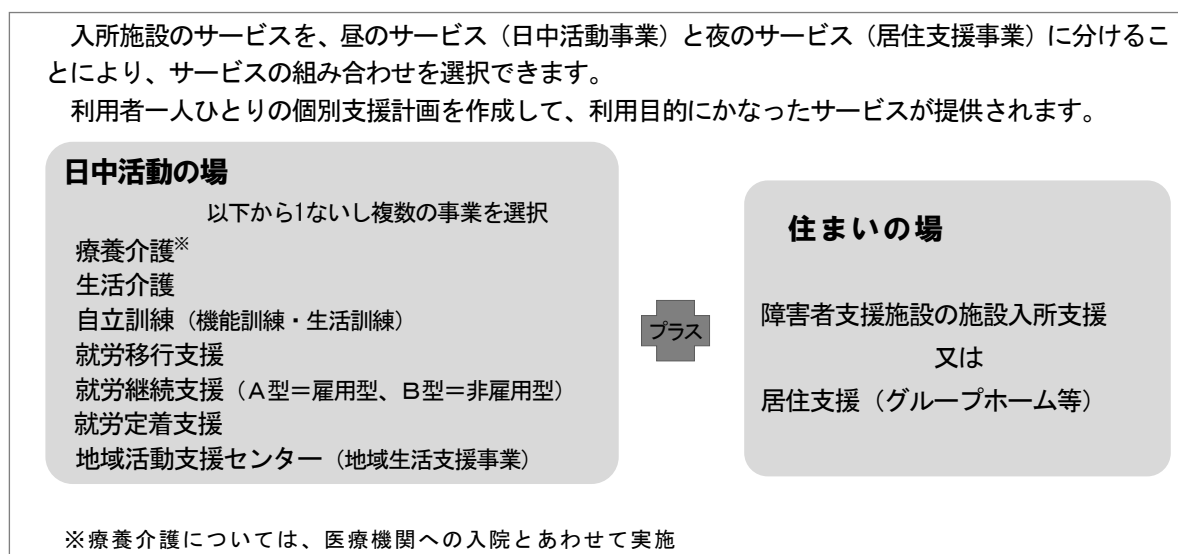
サービスは、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用のプロセスが異なります。

■ 障害福祉サービスの全体像



入所施設のサービスにおいては、昼間のサービスである「日中活動の場」と夜のサービスである「住まいの場」を分けることにより、複数のサービスを、利用者がそれぞれの状況に応じて組み合わせて利用することが可能です。

■ 日中活動と住まいの場の組み合わせ



■ 相談支援体系

障がい者の相談支援体系

サービス等 利用計画	指定特定相談支援事業者 （計画作成担当） ※事業者指定は、市町村長が行う。	●基本相談支援（障がい者・障がい児等からの相談） ●計画相談支援（個別給付） ◇サービス利用支援 ◇継続サービス利用支援
地域移行支援 地域定着支援	指定一般相談支援事業者 ※事業者指定は、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長が行う。	●基本相談支援（障がい者・障がい児等からの相談） ●地域相談支援（個別給付） ◇地域移行支援（地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等） ◇地域定着支援（24時間の相談支援体制等）

障がい児の相談支援体系

サービス等 利用計画	居宅サービス	指定特定相談支援事業者 ※事業者指定は、市町村長が行う。	●基本相談支援（障がい児や障がい児保護者等からの相談） ●計画相談支援（個別給付） ◇サービス利用支援 ◇継続サービス利用支援
障害児支援 利用計画	通所サービス	障害児相談支援事業者 児童福祉法に基づき設置 ※事業者指定は、市町村長が行う。	●障害児相談支援（個別給付） ◇障害児支援利用援助 ◇継続障害児支援利用援助

※障がい児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児相談支援の対象とはなりません。

障がい児を対象とした事業は、児童福祉法に根拠規定が一本化されています。児童福祉法の改正により、「市町村障害児福祉計画」にもとづき、障害児のサービス提供体制の構築を一層進めることとなりました。

障害児通所支援を利用する保護者は、市町村にサービス利用について申請を行い、サービス等利用計画を経て支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。障害児入所支援を利用する場合は、児童相談所に申請します。

■市町村・都道府県における障がい児を対象としたサービス

市町村	障害児通所支援	児童発達支援
		医療型児童発達支援
		居宅訪問型児童発達支援
		放課後等デイサービス
		保育所等訪問支援
都道府県	障害児入所支援	福祉型障害児入所施設
		医療型障害児入所施設

3 見込量の設定について

「指定障害福祉サービス」（「介護給付」と「訓練等給付」を合わせたもの）、「指定相談支援」、「障害児通所支援」、「障害児相談支援」及び「地域生活支援事業」の各事業について見込量を定めます。

（１）障がい者数等の見込み

身体障害者（児）数は、近年減少していることから、今後も緩やかに減少傾向にあると見込まれます。知的障害者（児）数と精神障害者（児）数は、増加傾向にあることから、計画期間中は増加していくものと見込まれます。

■ 障がい者（児）数推計値

単位：人

項 目	実績値	推計値		
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障害者（児）	1,259	1,245	1,231	1,219
知的障害者（児）	298	305	312	320
精神障害者（児）	290	300	310	320
合 計	1,847	1,850	1,854	1,859

注）各年10月1日現在。数値は手帳所持者数による。合計は、各手帳所持者数を合算したもの。

（２）障害福祉サービス等の見込み

指定障害福祉サービスは、障害者総合支援法により、全国どこでも必要なサービスが受けられるよう設けられたサービスであり、市では提供されるサービスについて見込量を定めます。

算出にあたっては、手帳所持者の推移、平成27年度以降のサービス種別の利用実績の推移や利用意向などの市の状況を考慮しました。

（３）障がい児支援等の見込み

障がい児支援のサービスは、児童福祉法により、障がい児の健やかな育成を支援するためのサービスです。障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供については、市で見込量を定めます。

算出にあたっては、平成27年度以降のサービス種別の利用実績の推移や利用意向などの市の状況を考慮しました。

（４）地域生活支援事業の見込み

障害者総合支援法では、障がい者の地域での生活をより効果的に支援するために、市町村が実施主体となり地域の実情に応じて実施する地域生活支援事業が位置づけられています。

地域生活支援事業の見込量算出にあたっては、手帳所持者の推移、平成27年度以降のサービス種別の利用実績の推移や利用意向などの市の状況を考慮しました。

また、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす協議の場として「地域自立支援協議会」が位置づけられています。

市では「地域自立支援協議会」において、今後も中立・公平な相談支援事業の実施、地域における障がい者を支えるネットワークの構築や福祉資源の開発・改善に向けた地域関係機関の連携のあり方、地域における様々な支援策等について検討します。

■ 地域自立支援協議会の役割

埼玉北地区地域自立支援協議会は、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす場として、3市2町の広域で設置し、定期的に協議を行います。また、部会を設置し、個々の事例や地域課題に対する支援策等の検討を行っています。

【構成メンバー】

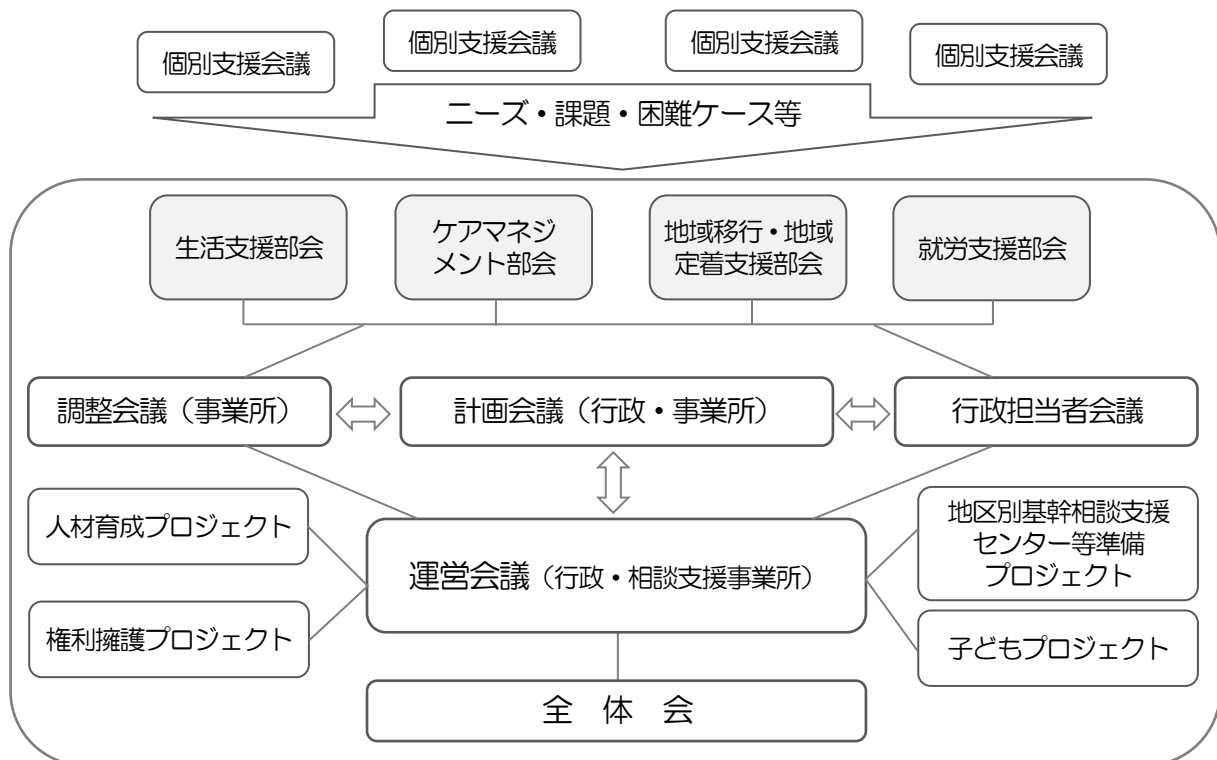
相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療機関、教育機関、雇用支援機関、企業、障がい者団体、学識経験者など、地域の実情を話し合えるよう幅広いメンバーで構成します。

【協議事項】

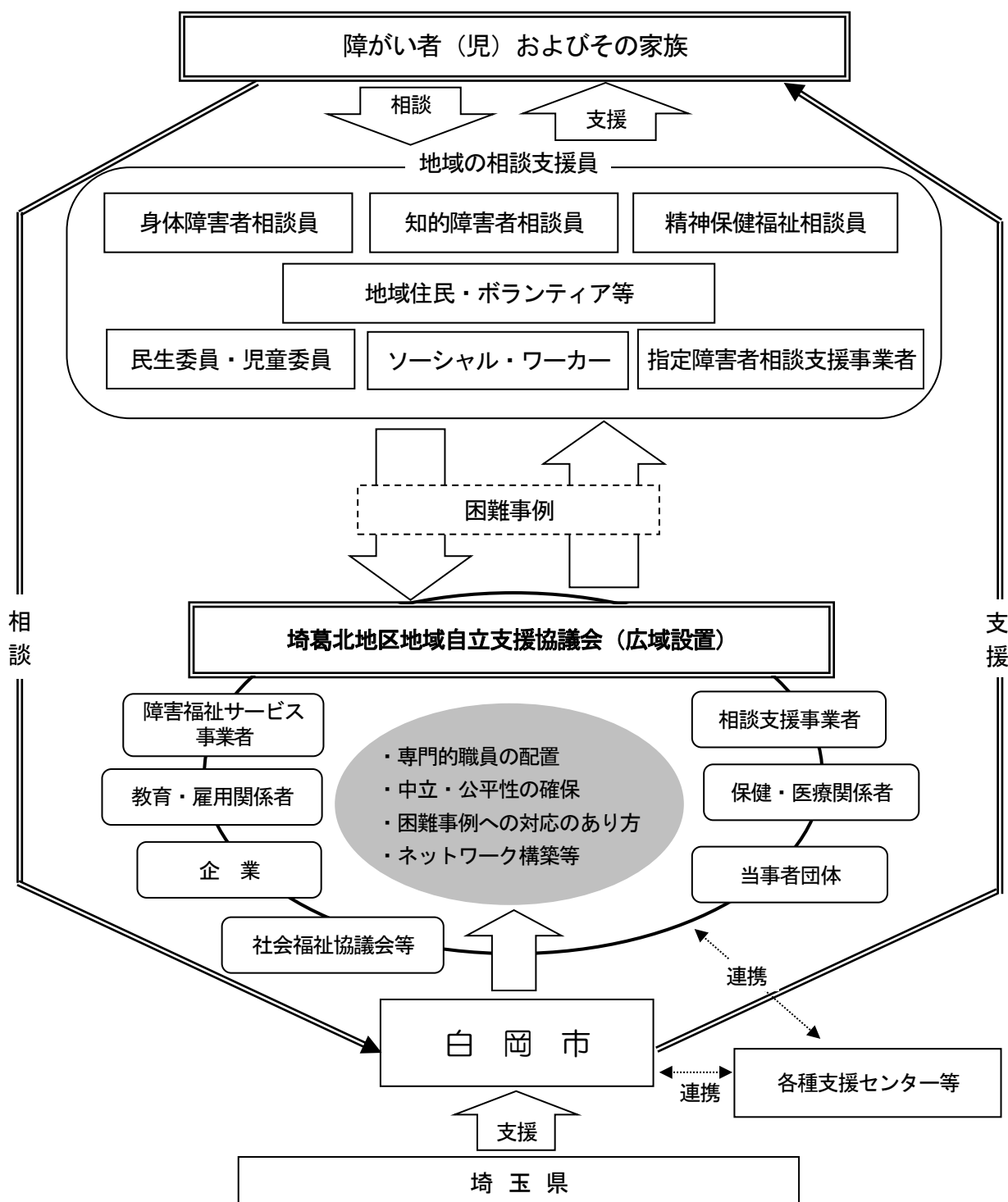
- ・ 中立・公正を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- ・ 困難事例への対応のあり方に関すること（当該事例の支援関係者等による個別の支援会議を必要に応じて開催しています）。
- ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- ・ 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- ・ 市町村相談支援機能強化事業に関すること。
- ・ 権利擁護や就労支援、虐待防止、ライフステージに応じた支援のあり方など、分野別の部会等の設置、運営等に関すること。

＊ 3市2町とは：利根（南）障害保健福祉圏域における市町で、幸手市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町で構成されています。

■ 地域自立支援協議会の組織体制（平成29年10月1日現在）



■ 地域自立支援協議会を中心とした連携イメージ



4 平成32年度における数値目標（成果目標）

本計画は、障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を推進していくことが主要課題となっています。これらの課題解決に向けて、平成32年度の基本的な目標（数値目標）を設定します。

また、成果目標を達成するために必要な活動指標を設定し、実施状況を確認するものとします。

（１）福祉施設の入所者の地域生活の移行

■ 国の基本方針（平成32年度までの目標） ■

- 平成28年度末時点の施設入所者数の９％以上を地域生活へ移行する。
- 施設入所者数を平成28年度末時点から２％以上削減する。
- 平成29年度末において定めた目標が達成されない場合には、未達成割合を目標値に加えた割合以上を目標値とする。

■ 県の考え方 ■

- 地域移行者数は国と同様９％以上とするが、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。
〈設定しない理由〉
本県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況である。

平成28年度末時点の施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で平成32年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

【成果目標】

項 目	数値等	備 考
施設入所者数（Ａ）	42人	平成28年度末時点の入所者数
【目標値】 地域生活移行数（Ｂ）	1人	（Ａ）のうち、平成32年度末までに地域生活へ移行する者の目標数
地域生活移行率	2.4%	（Ｂ／Ａ） 国・県の目標は９％以上

* 「平成28年度末時点の入所者数（Ａ）」は、施設入所支援を利用している者の合計数

【今後の方向性】

- 地域生活への移行には住まいの確保が必要です。グループホームなどの生活基盤整備については、周辺市町と連携し、必要な量の確保に努めます。
- 居住の場に加えて、在宅での生活を継続するためには、訪問系サービスや日中活動の場の確保、身近な相談窓口や情報提供など、様々なサポートが必要となります。利用者に対する相談支援によるケアマネジメントを進め、地域での生活を支える各種サービスをあわせて充実していきます。
- 地域でのグループホーム等の設置・運営をはじめ、地域移行においては近隣住民の障がいの特性や障がい者に対する理解が重要となるため、様々な機会を捉えて地域での理解と支え合いの促進に努めます。

【活動指標】

生活介護の利用者数、利用日数
自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
就労移行支援の利用者数、利用日数
就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
共同生活援助の利用者数
地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数
施設入所支援の利用者数

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

■ 国の基本方針（平成32年度までの目標） ■

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築をめざすため、平成32年度末までに協議会や専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

■ 県の考え方 ■

○国基本指針のとおり

保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置に関する目標を設定します。

【成果目標】

項 目	数値等	備 考
【目標値】 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	1 か所	自立支援協議会との連携を図り、平成32年度末までに設置することを目標とします。

【今後の方向性】

- 精神科病院からの地域生活への移行に向けては、相談支援事業者との連携による地域移行支援、地域定着支援が必要になります。保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置を進め、地域自立支援協議会と連携しながら、相談支援、情報提供等を充実し、可能な限り在宅生活に移行できるよう支援します。
- 精神障がいに対する市民の理解を深めるため、地域自立支援協議会と連携しながら、様々な機会を捉えて啓発に取り組みます。

【活動指標】

自立訓練（生活訓練）の利用者数、利用日数
就労移行支援の利用者数、利用日数
就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
共同生活援助の利用者数
地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数

(3) 地域生活支援拠点等の整備

■ 国の基本方針（平成32年度までの目標） ■

○平成32年度末までに少なくとも1か所を整備する。

■ 県の考え方 ■

○国基本指針のとおり

地域生活支援拠点等の整備に関する目標を設定します。

【成果目標】

項 目	数値等	備 考
【目標値】 地域生活支援拠点等の整備数	1 か所	自立支援協議会との連携を図り、平成32年度末までに整備することを目標とします。

【今後の方向性】

- 相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の支援体制づくりなど、地域自立支援協議会と連携しながら、地域生活支援拠点等の役割や機能についての研究を進め、本市の状況に対応した整備を進めます。
- 障がい者の重度化・高齢化、「親亡き後」に備え、障害者の地域生活支援を進めるため、地域自立支援協議会と連携しながら、地域生活支援拠点等の整備を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

■ 国の基本方針（平成32年度までの目標） ■

- 一般就労への移行者数を平成28年度の1.5倍以上とする。
- 就労移行支援事業の利用者数を、平成28年度末の利用者数から2割以上増加する。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。
- 目標値の設定にあたっては、未達成割合を目標値に加えた割合以上を目標値とする。
- 就労定着支援事業開始から1年後の定着率を8割以上とする。

■ 県の考え方 ■

- 国基本指針のとおり

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

【成果目標】

項 目	数値等	備 考
年間一般就労移行者数（実績）	3人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労をした人の数
【目標値】 年間一般就労移行者数	5人	平成32年度において福祉施設を退所し、一般就労をした人の数
一般就労移行の増加割合	1.7倍	国の目標値は平成28年度の1.5倍以上

項 目	数値等	備 考
就労移行支援事業利用者数（実績）	12人	平成28年度の利用者数
【目標値】 就労移行支援事業利用者数	20人	平成32年度の利用者の目標数
【目標値】 就労移行支援事業利用者の増加割合	6.6割 の増加	国の目標値は平成28年度の2割以上の増加

項 目	数値等	備 考
【目標値】 就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合	50%	国の目標値は5割以上
【目標値】 就労定着支援事業支援開始1年後の職場定着率	80%	国の目標値は8割以上

【今後の方向性】

- 就労支援事業者が確保できるよう、周辺市町と連携を取りながら情報収集・提供を行い、広く事業者の参入を促していきます。
- 公的分野に関しては、短時間雇用や臨時職員としての採用など、就労意向を持つ人の意向と適性に応じた多様な就労形態を検討するとともに、新規の仕事内容の開拓を行い、就労先の拡大に取り組みます。
- 福祉施設等における公的機関からの受注機会の増大に努めます。
- 「地域自立支援協議会」での検討を中心に、就労先開拓はもちろんのこと、雇う側と雇われる側の意向調整や事業所での実習体験、就労後の定着支援、さらには再チャレンジ支援など、一般就労に関わる支援を様々な観点から見直し、市内の就労支援と就労定着の充実に努めます。
- 一般就労への移行を進めるためには、本人や企業側の努力だけでなく、職場の仲間など周囲の人々の見守りや支え合い等が大切です。地域住民に対して、障がい者への理解が深まるよう、啓発に努めます。

【活動指標】

就労移行支援の利用者数、利用日数
 就労移行支援事業等から一般就労への移行者数
 （就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

■ 国の基本方針（平成32年度までの目標） ■

- 平成32年度までに、児童発達支援センターを1か所以上設置する。圏域での設置であっても差し支えない。
- 平成32年度までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- 平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上設置する。圏域での設置であっても差し支えない。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。

■ 県の考え方 ■

- 国基本指針のとおり

障がい児支援の提供体制の整備を図るため、児童発達支援センターの設置のほか、保育所等訪問支援の体制の構築、重症心身障害児を支援する事業所の設置、医療的ケア児の適切な支援のための関係機関の協議の場の設置について、目標を設定します。

【成果目標】

項 目	数値等	備 考
【目標値】 児童発達支援センターの設置数	1か所	平成32年度までに1か所以上
【目標値】 保育所等訪問支援の体制の構築	実施	平成32年度まで
【目標値】 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1か所	平成32年度までに1か所以上
【目標値】 重症心身障害児を支援する児放課後等デイサービス事業所数	1か所	平成32年度までに1か所以上
【目標値】 医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置	設置	平成30年度まで

※いずれも自立支援協議会の圏域内において設置や実施を目標とします。

【今後の方向性】

- 児童発達支援センターの整備に努めます。
- 障がい児の地域への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターにおける保育所等訪問支援の提供体制の整備に努めます。
- 重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるよう、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備に努めます。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置に努めます。

【活動指標】

児童発達支援センターの設置 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 関係機関等が連携を図るための協議の実施

5 指定障害福祉サービス等の実績と見込み

(1) 訪問による介護サービスの確保（訪問系サービス）

①居宅介護【介護給付】

在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していけるように、訪問系サービスの整備を進めます。重度訪問介護の訪問先が拡大され、入院中の医療機関においても、利用者の状態を熟知している重度訪問介護のヘルパーを引き続き利用できるようになりました。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚の障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

【サービス見込量】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

項 目	第4期見込・実績				第5期見込			
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用時間 (時間/月)	見込量	667	688	710	見込量	1,425	1,550	1,675
	実績	1,175	1,375	(見込) 1,400				
利用人数 (人/月)	見込量	37	38	40	見込量	57	62	67
	実績	47	55	(見込) 56				

【見込量確保に向けて】

- 在宅生活の継続に向けて必要なサービスであり、また、家族等の介護者の高齢化に伴い、今後さらにニーズの高まりが予想されることから、サービス利用が増加した場合にも対応できるよう、事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。
- サービスの質の向上を図るため、サービスの担い手となる事業者に対し、技術・知識の向上を目的とした情報提供や支援を行っていきます。

（２）日中の活動の場とサービスの確保（日中系サービス）

①日中介護サービス【介護給付】

常時介護を必要とする人に対する施設での専門的な介護サービスなど、誰もが安心して生活できるよう、日中の介護サービスの充実を目指します。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。障害者支援施設等を利用する福祉型と、医療機関等を利用する医療型があります。

【サービス見込量】

生活介護

項 目	第4期見込・実績				第5期見込			
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用日数 (人日/月)	見込量	1,210	1,249	1,288	見込量	1,385	1,436	1,461
	実績	1,115	1,258	(見込) 1,309				
利用人数 (人/月)	見込量	53	54	56	見込量	59	61	62
	実績	42	49	(見込) 56				

療養介護

項 目	第4期見込・実績				第5期見込			
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用人数 (人/月)	見込量	12	12	13	見込量	11	12	12
	実績	12	11	(見込) 11				

短期入所

項 目	第4期見込・実績				第5期見込			
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用日数 (人日/月)	見込量	72	74	77	福祉型 見込量	56	70	70
	実績	72	68	(見込) 52	医療型 見込量	21	21	28
利用人数 (人/月)	見込量	10	10	10	福祉型 見込量	8	10	10
	実績	8	11	(見込) 10	医療型 見込量	3	3	4

※平成27年度から平成29年度までは福祉型、医療型の総数で算出し、平成30年度からは福祉型と医療型を分けて見込を算出しています。

【見込量確保に向けて】

○日中活動の場の確保に向けて、事業者や相談機関等と連携をとり、利用者に対する事業者情報の提供に努めます。

○事業者に対して広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

②自立訓練【訓練等給付】

障がい者が生活の質を向上させ、より豊かな地域生活を営むことができるよう、機能訓練や生活訓練の提供に努めます。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
自立訓練（機能訓練）	対象：身体障害者 身体機能のリハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	対象：知的障害者・精神障害者 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。

【サービス見込量】

自立訓練（機能訓練）

項 目	第4期見込・実績				第5期見込			
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用日数 (人日/月)	見込量	22	22	22	見込量	22	22	22
	実績	0	17	(見込) 22				
利用人数 (人/月)	見込量	1	1	1	見込量	1	1	1
	実績	0	1	(見込) 1				

自立訓練（生活訓練）

項 目	第4期見込・実績				第5期見込			
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用日数 (人日/月)	見込量	82	85	87	見込量	40	40	40
	実績	40	43	(見込) 27				
利用人数 (人/月)	見込量	4	4	4	見込量	4	4	4
	実績	3	3	(見込) 2				

【見込量確保に向けて】

- 専門的なサービスを提供できる施設は限られているため、定員の拡大や広域連携による新たな活動の場の確保を図ります。
- サービスの提供に向けて、事業者情報の収集に努めるとともに、広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

③就労支援【訓練等給付】

働く意欲のある人が、一人でも多く安心して働ける場の確保につながるよう、多様な就労情報の提供や就労支援を推進します。就労定着に向けた支援を行う新たなサービス「就労定着支援」が創設されました。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労へ移行し、環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、相談、企業や関係機関等との連絡調整、指導・助言等の支援を行います。

【サービス見込量】

就労移行支援

項 目	第4期見込・実績				第5期見込			
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用日数 (人日/月)	見込量	142	147	170	見込量	309	327	345
	実績	132	207	(見込) 309				
利用人数 (人/月)	見込量	8	8	9	見込量	18	19	20
	実績	9	12	(見込) 18				

就労継続支援（A型）

項 目	第4期見込・実績				第5期見込			
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用日数 (人日/月)	見込量	19	19	30	見込量	85	85	102
	実績	70	79	(見込) 85				
利用人数 (人/月)	見込量	1	1	2	見込量	5	5	6
	実績	4	5	(見込) 5				

就労継続支援（B型）

項 目	第4期見込・実績				第5期見込			
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用日数 (人日/月)	見込量	1,274	1,314	1,356	見込量	1,242	1,260	1,278
	実績	1,106	1,176	(見込) 1,232				
利用人数 (人/月)	見込量	60	62	64	見込量	69	70	71
	実績	64	68	(見込) 69				

就労定着支援（平成30年度から創設）

項 目	第4期見込・実績				第5期見込			
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用人数 (人/月)	見込量	-	-	-	見込量	1	1	1
	実績	-	-	-				

【見込量確保に向けて】

- 就労先の確保のために、公的機関、民間企業、福祉施設等が持つそれぞれの役割を見直し、就労に関する支援を総合的な観点から整備する必要があります。
- 「地域自立支援協議会」での検討を中心に、就労先開拓、就労支援、再チャレンジ支援など、関連機関や団体、周辺市町と連携を取りながら、市内の就労支援策の充実に努めます。
- サービスの提供に向けて、事業者の情報収集に努めるとともに、広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

(3) 住まいの確保（居住系サービス）

①居住支援【訓練等給付】

住まいの場を確保していくことに加えて、日常生活上の支援を含めた居住支援が提供されるよう、居住支援サービスの充実に努めます。また、地域生活を支援する新たなサービスとして「自立生活援助」が創設されました。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。 さらに、入居者間の交流を保ちながら一人で暮らしたいというニーズに応えるためにサテライト型住居があります。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から退所して一人暮らしをする方に、一定期間定期的に居宅を訪問し、日常生活状況や体調、地域住民との関係などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。利用者からの相談等に、訪問、電話、メール等による対応も行います。

【サービス見込量】

共同生活援助（グループホーム）

項 目	第4期見込・実績				第5期見込			
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用人数 (人/月)	見込量	9	10	10	見込量	18	19	20
	実績	12	16	(見込) 17				

自立生活援助（平成30年度から創設）

項 目	第4期見込・実績				第5期見込			
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用人数 (人/月)	見込量	-	-	-	見込量	1	1	1
	実績	-	-	-				

【見込量確保に向けて】

- 地域生活への移行に向けて、居住系サービスの確保も重要になります。家族等介護者の高齢化等にも伴い、ニーズの拡大も予想されることから、十分な量が確保できるよう、周辺市町と連携し情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行います。
- 近隣市町で活動するNPO法人や社会福祉法人等の動向の把握に努め、グループホーム等の設置を継続的に働きかけていきます。
- 地域生活への移行を希望している方、自立生活を希望している方への住まいの確保に向けて、体験的な利用ができるよう、情報提供を進めていきます。
- 事業者に対する情報提供を行い、事業者の参入を促進します。

②施設入所支援【介護給付】

夜間においても安心して、施設で専門的な介護等が受けられるよう、施設入所支援の充実を目指します。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービス見込量】

施設入所支援

項 目		第4期見込・実績				第5期見込		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用人数 (人/月)	見込量	44	46	47	見込量	42	43	43
	実績	42	42	(見込) 40				

【見込量確保に向けて】

○施設を必要とする人に、十分な量が確保できるよう、周辺市町と連携し、情報提供や相談など、提供事業者の確保に取り組みます。

（４）相談支援（計画相談支援・地域相談支援）

障がい者の自立した生活を支え、障がい者が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによる支援を進めていきます。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
計画相談支援	障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
地域移行支援	福祉施設の入所者や入院中の精神障害者が地域で生活できるように、相談や調整・支援を行います。
地域定着支援	地域の単身障がい者や家庭状況により家族の支援が受けられない障がい者で、自らサービス利用に関する調整が難しい方に対して、常時の連絡体制を確保し、相談や調整・支援を行います。

【サービス見込量】

計画相談支援

項 目	第４期見込・実績				第５期見込			
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用人数 （人/月）	見込量	14	14	15	見込量	17	19	21
	実績	13	15	（見込） 16				

地域移行支援

項 目	第４期見込・実績				第５期見込			
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用人数 （人/月）	見込量	2	2	2	見込量	2	2	2
	実績	0	0	（見込） 2				

地域定着支援

項 目	第4期見込・実績				第5期見込			
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用人数 (人/月)	見込量	2	2	2	見込量	3	3	3
	実績	2	1	(見込) 2				

【見込量確保に向けて】

- 3市2町の広域で実施する障害者相談支援事業所に対応していきます。
- 支援を必要とする人に、十分な量が確保できるよう、周辺市町と連携し、相談体制の強化に取り組めます。

6 障がい児支援等の見込み

(1) 障害児通所支援

障がい児の発達支援、生活能力の向上のために必要な訓練、障がい児以外の児童との適応のための専門的な支援などのサービスを提供します。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
児童発達支援	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要である児童に対し、児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重度の障害児等に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要な児童に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童に対し、児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。

【サービス見込量】

○第4期（平成27～29年度）の障害児通所支援については、各サービスの合計値で見込んでいました。

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

項 目	第4期見込・実績			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数 (人/月)	見込量	37	39	41
	実績	43	54	(見込) 62

○第5期計画（平成30～32年度）においては、サービスごとの見込量を算出しました。

児童発達支援

項 目	第4期見込・実績				第5期見込			
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用日数 (人/月)	実績	179	213	(見込) 260	見込量	271	282	293
利用人数 (人/月)	実績	15	18	(見込) 22	見込量	23	24	25

医療型児童発達支援

項 目	第4期見込・実績				第5期見込			
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用日数 (日/月)	実績	0	0	(見込) 0	見込量	0	0	1
利用人数 (人/月)	実績	0	0	(見込) 0	見込量	0	0	1

居宅訪問型児童発達支援

項 目	第4期見込・実績				第5期見込			
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用日数 (人/月)	実績	0	0	(見込) 0	見込量	0	0	1
利用人数 (人/月)	実績	0	0	(見込) 0	見込量	0	0	1

放課後等デイサービス

項 目	第4期見込・実績				第5期見込			
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用日数 (人/月)	実績	335	437	(見込) 485	見込量	497	509	521
利用人数 (人/月)	実績	28	36	(見込) 40	見込量	41	42	43

保育所等訪問支援

項 目	第4期見込・実績				第5期見込			
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用日数 (人日/月)	実績	3	4	(見込) 2	見込量	2	2	3
利用人数 (人/月)	実績	0	0	(見込) 2	見込量	2	2	3

【見込量確保に向けて】

- 障がい児の発達を支援するために必要なサービスが利用できるよう、提供体制の充実を図ります。
- 障がい児の保護者が、サービスについての情報を得ることができるよう、情報提供の充実を進めます。

(2) 障害児相談支援等

障がい児の生活を支え、児童の発達のための課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによる支援を進めていきます。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
障害児相談支援	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。 ＊障がい児の居宅サービスについては、指定特定相談支援事業者がサービス利用支援・継続サービス利用支援を行います。障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児相談支援の対象とはなりません。
医療的ケア児コーディネーター	専門的な知識と経験に基づいて、人工呼吸器など日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児や重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している重症心身障害児など、医療的ケアが必要な障害児の支援に関わる関係機関との連携（多職種連携）や支援を調整するコーディネーターを配置します。

【サービス見込量】

障害児相談支援

項 目	第4期見込・実績				第5期見込			
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用人数 (人/月)	見込量	6	7	8	見込量	18	24	30
	実績	6	8	(見込) 13				

医療的ケア児の支援を調整するコーディネーター

項 目	第4期見込・実績				第5期見込			
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用人数 (人/月)	見込量	-	-	-	見込量	0	0	1
	実績	-	-	-				

【見込量確保に向けて】

○3市2町の広域で実施する障害者相談支援事業所で対応していきます。

○支援を必要とする児童が十分な相談ができるよう、周辺市町と連携し、相談体制及び支援体制の強化に取り組めます。

7 地域生活支援事業

①概要

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障がい者、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	障がい者、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。 ①障害者相談支援事業 ②市町村相談支援機能強化事業 ③住宅入居等支援事業
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用したまたは利用しようとする知的障がい者または精神障がい者に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣による支援などを行います。 ①手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ②手話通訳者設置事業
日常生活用具給付等事業	重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。 ①介護・訓練支援用具 ②自立生活支援用具 ③在宅療養等支援用具 ④情報・意志疎通支援用具 ⑤排泄管理支援用具 ⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

事業名	事業内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター機能強化事業	障がい者に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。
日中一時支援事業	介護者が緊急その他の理由により介護することができない時、日中の活動の場の確保と一時的な見守り等の支援を行います。
訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な人に、移動入浴車で訪問により入浴サービスを提供します。
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	就労移行支援事業又は自立訓練事業等を利用している人に更生訓練費を支給します。また、訓練を終了し施設から就労等により自立する人に就職支度金を支給します。
知的障害者職親委託制度	知的障がい者を一定期間、事業経営者等（職親）に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行います。
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション活動や各種事業への参加促進など、障がい者の社会参加を促進する事業を行います。

②量の見込み

白岡市で実施する地域生活支援事業は次のとおりです。

相談支援事業

項 目	第4期見込・実績				第5期見込			
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
障害者相談支援事業 (か所/年)	見込量	5	5	5	見込量	3	3	3
	実績	5	5	(見込) 5				
基幹相談支援センター	見込量	0	0	0	見込量	1	1	1
	実績	0	0	(見込) 0				

※障害者相談支援事業については、平成30年度から実施地域が4市2町（久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町）から3市2町（蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町）に変更となることに伴い、見込量を算出しています。

成年後見制度利用支援事業

項 目	第 4 期見込・実績				第 5 期見込			
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
成年後見制度利用支援事業 (件/年)	見込量	1	1	1	見込量	1	1	1
	実績	0	0	(見込) 1				

意思疎通支援事業

項 目	第 4 期見込・実績				第 5 期見込			
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業 (件/年)	見込量	88	88	88	見込量	75	75	75
	実績	68	71	(見込) 84				
手話通訳者設置事業 (人/年)	見込量	1	1	1	見込量	2	2	2
	実績	1	3	(見込) 3				

日常生活用具給付等事業

項 目	第 4 期見込・実績				第 5 期見込			
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
介護・訓練支援用具 (件/年)	見込量	3	3	3	見込量	4	4	4
	実績	0	9	(見込) 5				
自立生活支援用具 (件/年)	見込量	4	4	4	見込量	4	4	4
	実績	4	4	(見込) 4				
在宅療養等支援用具 (件/年)	見込量	2	2	2	見込量	5	5	5
	実績	5	8	(見込) 1				
情報・意思疎通支援用具 (件/年)	見込量	5	5	5	見込量	6	6	6
	実績	6	5	(見込) 4				
排泄管理支援用具 (件/年)	見込量	371	371	371	見込量	408	421	435
	実績	379	382	(見込) 389				
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費) (件/年)	見込量	1	1	1	見込量	1	1	1
	実績	0	2	(見込) 1				

手話奉仕員養成研修事業

項 目	第 4 期見込・実績				第 5 期見込			
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
手話奉仕員養成研修事業 (人)	見込量	23	23	23	見込量	50	50	50
	実績	44	47	(見込) 47				

移動支援事業

項 目	第4期見込・実績				第5期見込			
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用人数 (人/年)	見込量	31	31	31	見込量	36	37	38
	実績	34	36	(見込) 36				
利用時間 (時間/年)	見込量	1,370	1,370	1,370	見込量	725	730	735
	実績	1,021	725	(見込) 725				

地域活動支援センター機能強化事業

項 目	第4期見込・実績				第5期見込			
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
設置か所数 (か所)	見込量	5	5	5	見込量	2	2	2
	実績	2	2	(見込) 2				
利用人数 (人/年)	見込量	21	21	21	見込量	18	18	18
	実績	14	15	(見込) 16				

任意事業

項 目	第4期見込・実績				第5期見込			
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
日中一時支援事業 (人/年)	見込量	19	19	19	見込量	37	39	41
	実績	37	39	(見込) 35				
訪問入浴サービス事業 (人/年)	見込量	4	4	5	見込量	5	5	5
	実績	3	5	(見込) 4				
更生訓練費・施設入所者就職支 度金給付事業 (人/年)	見込量	1	1	1	見込量	2	2	2
	実績	0	2	(見込) 2				
知的障害者職親委託制度 (人/年)	見込量	1	1	1	見込量	1	1	1
	実績	0	0	(見込) 0				
社会参加促進事業 (人/年)	見込量	1	1	1	見込量	48	50	52
	実績	44	43	(見込) 46				

③実施に向けた考え方

事業名	内 容
相談支援事業	○相談支援事業所は、平成29年度までは4市2町の広域により5か所で実施していましたが、平成30年度からは3市2町の広域により4か所で実施します。 ○3市2町の広域により、基幹相談支援センターを1か所設置します。 ○個別の相談支援事例、障がい者の虐待防止、権利擁護への対応ができるよう、地域自立支援協議会での協議を基に、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門職員の配置を充実するなど、相談支援体制の強化に努めます。
成年後見制度利用支援事業	○判断能力が不十分な知的障害者及び精神障害者に対し、成年後見制度利用の支援を行うことにより、その人の有する能力を活用し、自らが希望する自立した日常生活を営むことができる環境の整備を進めていきます。
意思疎通支援事業	○手話通訳者派遣事業は市の事業として実施していくほか、必要なサービスが確保できるよう、埼玉聴覚障害者情報センターとも連携・協力し、事業の充実に努めていきます。 ○要約筆記奉仕員派遣事業は引き続き、埼玉聴覚障害者情報センターに委託して実施していきます。 ○広域において手話講習会開催などにより、手話通訳者等の養成に継続して取り組みます。
日常生活用具給付等事業	○引き続き必要な日常生活用具の給付等を行います。
手話奉仕員養成研修事業	○引き続き手話講習会を実施します。
移動支援事業	○引き続き必要な方に移動支援事業として実施します。
地域活動支援センター機能強化事業	○地域活動支援センターが地域の創作的活動又は生産活動の機会の提供の場となるよう、継続的な事業運営や事業の充実に向けて、事業者への情報提供や各種支援に努めていきます。
日中一時支援事業	○サービスを必要とする人が確実にサービスを利用できるよう、利用者やその家族に対する適切な情報提供と相談対応に努めます。 ○その他サービスとも、引き続き、事業を継続していきます。
訪問入浴サービス事業	
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	
知的障害者職親委託制度	
社会参加促進事業	

8 サービスの確保策

（１）専門的な人材の育成と確保

多様化・高度化する相談者のニーズに迅速に対応できるよう、社会福祉士や保健師、精神保健福祉士、手話通訳者など、障がい福祉に関する専門職員の育成や確保に努めます。

相談支援の提供体制の整備と質の確保のため、相談支援専門員の研修情報の提供など、地域自立支援協議会との連携に努めます。

（２）確実な情報提供

サービスの内容や利用方法などについて、利用者や市民、事業者に対し、ホームページやパンフレットなどを活用しつつ、様々な機会を捉えて確実に情報提供を行います。

（３）サービス提供基盤の整備方針

各サービスの提供に関しては、周辺市町や関係団体と連携した対応が不可欠です。広域で設置している地域自立支援協議会を活用して周辺市町や社会福祉協議会、サービス事業者などとの連携を強化し、既存の事業や施設の活用も視野に入れた解決策の検討を図ります。また、現在事業展開のないサービスについては担い手を作っていく視点も重要であることから、県のNPO活動支援等の情報提供を行い、事業者の育成につなげていきます。

（４）サービスを利用しやすい環境づくり

必要な方に必要なサービスを提供していくために、地域自立支援協議会を有効に活用し、サービス内容や提供方法などについて、利用者やその家族、事業者の意見やニーズを把握し充実に努めます。

また、高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を進めるため、介護保険との連携や地域資源を活用したサービス提供体制の推進に努めます。

第6章 計画の推進

1 計画推進のための方針

(1) 障がいのある人のニーズの把握と連携による施策の推進

各施策やサービスを適切にかつ効果的に推進していくためには、施策・事業の内容やその提供方法などについて、きめ細かい対応方策を検討していくことが重要です。広域で設置している地域自立支援協議会を活用し、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努め、課題を共有しながら、施策の推進にあたります。

(2) 地域社会の理解促進

障がいのある人もない人もともに暮らす地域の実現のために、地域の住民に障がいや障がい者（児）についての正しい理解をさらに深めていく必要があります。

社会福祉協議会とも連携し、市民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や市民参加によるきめ細かい福祉活動を促進します。

(3) 障がい者（児）の地域参加の促進

障がいのある人が地域とのつながりを強められるよう、地域行事や各種イベントに、積極的に参加できるような環境づくりを進めていく必要があります。地域参加を支援していけるよう、地域福祉活動を促進していきます。

2 推進体制の整備

(1) 庁内の推進体制の整備

この計画を確実に実施していくために、関連各課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内の推進体制の充実に努めます。また、すべての職員が、障がい者（児）に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、研修等を通じて職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

（２）市民協働による推進体制の整備

障がいのある人が地域で生活していくためには、行政だけでなく地域の住民による支え合いが不可欠です。また、障がいのある人にきめ細かい支援を行える市民の自主的な団体や組織の活動は、地域の福祉を向上させる上でも大変有効なものです。障がいのある人の地域生活を豊かにするため、市民の様々な活動との連携を進め、市民協働による推進体制の整備に努めます。

（３）地域ネットワークの強化

地域福祉の推進は、行政だけでなく広く市民に期待される役割であり、様々な団体や組織、そして一人ひとりの市民の参加が不可欠です。市民と行政の連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

また、様々な立場からの参画を得て、広域により地域自立支援協議会を設置しており、多様な意見・提言に基づき、地域の障がい福祉に関する支援体制の確立や、障がい福祉に関する資源の開発・改善に向け、協働で取り組んでいます。今後も、地域自立支援協議会での検討を中心に、地域ネットワークの強化と、それに基づく効果的な支援の充実に取り組んでいきます。

（４）計画の進行管理

計画の進捗状況について調査・把握に努め、障がい者（児）やその家族、関係団体との意見交換を行う場を設定します。

また、PDCAサイクルによる計画の着実な推進に努めます。

■ 計画の進行管理（PDCAサイクルのイメージ）

